

— 誰もが自分らしく輝けるまちを目指して —

# 第2次坂井市男女共同参画推進計画

ライフ・パートナー (2021～2030)



# 坂井市男女共同参画都市宣言

彩り豊かな自然、歴史と文化に恵まれた  
わたしたちのまち、坂井市  
わたしたちは  
性別や世代を超えた絆をもち  
ともに幸せを実感できる坂井市を築くため  
ここに「男女共同参画都市」を宣言します。



坂井市男女共同参画シンボルマーク

## さ 咲かそうわたしたち一人ひとりの能力

男女がお互いに人権を尊重し  
性別にかかわらず個性と能力を発揮できるまちをめざします。

## か 感謝しようお互いの協力

男女がともに協力し  
家庭、地域、職場における活動が両立できるまちをめざします。

## い 活かそうお互いの意見

男女がともに社会の対等なパートナーとして  
あらゆる分野に参画できるまちをめざします。

## し 視点を変えて知ろう相手の立場と気持ち

男女がお互いの性を理解、尊重し  
心身ともに健康な生活を営むことができるまちをめざします。

平成 24 年 11 月 17 日

坂 井 市

## 誰もが自分らしく輝ける男女共同参画社会の実現を目指して



本格化する人口減少社会の到来と少子高齢化の進展、ライフスタイルの多様化など、私たちを取り巻く生活環境は大きく変化しています。豊かな社会生活を送るためには、性別に関係なく多様な生き方が尊重され、すべての人が個性と能力を発揮し、共に支え合う「男女共同参画社会」の実現が必要不可欠です。

本市では、平成 19 年に制定した「坂井市男女共同参画推進条例」に基づき、「坂井市男女共同参画推進計画」を策定するとともに、「男女共同参画都市」を宣言し、男女共同参画に対する姿勢を広く周知し関心を高めてまいりました。

また、平成 29 年に官民合同による「イクボス共同宣言」を行い、さらに、平成 30 年には「坂井市女性活躍推進計画」を策定し、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性のキャリアアップなど、働く女性の支援に取り組んでまいりました。

近年では、職場や地域などあらゆる分野において、女性が活躍する姿を多く目にするようになり、男性の家事・育児等に対する参画意識も高まりを見せています。一方で、依然として性別による固定的な役割分担意識は根強く残っており、誰もが個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ社会環境を整備することが必要です。

こうした背景やこれまでの取組みの評価を踏まえ、このたび、今までの 2 つの計画を一体化した「第 2 次坂井市男女共同参画推進計画」を策定いたしました。

この計画では、前計画の基本理念を継承しつつ、「意識を変える」「参画する」「支え合う」の 3 つの基本目標と、新たに女性活躍の視点を数多く盛り込み、さまざまな取組みを着実に推し進めていくものとなっております。誰もが自分らしく輝ける男女共同参画社会の実現に向けて、今後も鋭意努力してまいりますので、皆さまにおかれましても一層のご理解とご協力をいただきますよう、お願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました「坂井市男女共同参画審議会」委員の皆さま、並びに意識調査へのご協力をはじめ、貴重なご意見を賜りました多くの皆さまに、心から感謝を申し上げます。

令和 3 年 3 月

坂井市長 坂本 恵男



# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	1
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 計画の位置付け .....	3
3. 計画期間 .....	4
<b>第2章 坂井市の現状</b> .....	5
1. 人口・世帯等の状況 .....	5
2. 市民アンケート調査からみる坂井市の状況 .....	9
3. 坂井市男女共同参画推進計画（改定）の評価 .....	16
<b>第3章 計画の目指す方向</b> .....	18
1. 基本理念 .....	18
2. 基本目標 .....	19
3. 施策の体系 .....	22
<b>第4章 計画の内容</b> .....	24
基本目標Ⅰ 意識を変える .....	24
●重点目標1 家庭・地域での慣習、しきたりの見直し及び意識の改革 .....	25
●重点目標2 多様な選択を可能にする教育・生涯学習の充実 .....	29
●重点目標3 メディアにおける男女の人権の尊重 .....	31
基本目標Ⅱ 参画する .....	33
●重点目標4 あらゆる分野への男女共同参画の促進 .....	34
●重点目標5 働く喜びを分かち合える職場づくり .....	38
●重点目標6 やすらぎを感じ合える豊かな暮らし .....	41
●重点目標7 安心して子育て・介護ができる環境整備 .....	43
●重点目標8 農林漁業及び商工等自営業における男女共同参画の確立 .....	46
●重点目標9 国際理解と交流の推進 .....	48
●重点目標10 男女双方の視点を生かした取組みの推進 .....	49
基本目標Ⅲ 支え合う .....	51
●重点目標11 安全・安心に暮らせる社会づくり .....	52
●重点目標12 あらゆる暴力の根絶 .....	54
●重点目標13 男女が共に思いやる健康づくり .....	56
<b>第5章 計画の推進</b> .....	58
<b>資料編</b> .....	61

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関りなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会実現を、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けています。

坂井市では、平成19年(2007年)に「坂井市男女共同参画推進条例」を制定し、この趣旨に則り、平成20年(2008年)に「坂井市男女共同参画推進計画」を策定して以来、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

さらに、平成27年(2015年)に公布された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、平成30年(2018年)に「坂井市女性活躍推進計画」を策定し、働くことやキャリアアップを目指す女性が希望を実現できる環境づくりを推進してきました。

また、市内の職場で輝く「イクボス(※1)」を推進し、官民合同による福井県で初めての「イクボス共同宣言」を行い、ワーク・ライフ・バランス(※2)の実現による活気と笑顔のあふれるまちづくりに取り組んでいます。

これまで二つの計画を策定し取り組みを進めてきましたが、顕在化する問題の根底には、ジェンダー(※3)に基づいて役割を決める固定的な性別役割分担意識や、女性の人権の軽視があると考えられます。加えて、令和2年(2020年)は、世界中に影響を与えた新型コロナウイルス(COVID-19)感染症の拡大に伴い、配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化とともに、女性の雇用や所得等に与えた影響により、男女共同参画の重要性を改めて認識させられることとなりました。

現在、平成27年(2015年)の国連サミットにおいて採択された、17の目標からなる「持続可能な開発目標(SDGs)」の一つに、「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、自治体においても、その目標達成に向けた取り組みが求められています。

このような背景の中、令和3年(2021年)3月に「坂井市男女共同参画推進計画」及び「坂井市女性活躍推進計画」の改定にあたり、成果や課題を整理し、少子高齢化・人口減少、ライフスタイルの変化等、多様化する社会情勢に総合的に対応するため、二つの計画を一体化して「第2次坂井市男女共同参画推進計画」として策定するものです。

※1：職場で共に働く部下やスタッフの育児や介護といったワーク・ライフ・バランスを考え、キャリアと人生を応援しながら、組織の業績や結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことを目指す上司

※2：老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動において自ら希望するバランスで展開できる状態

※3：社会的・文化的に形成された性別

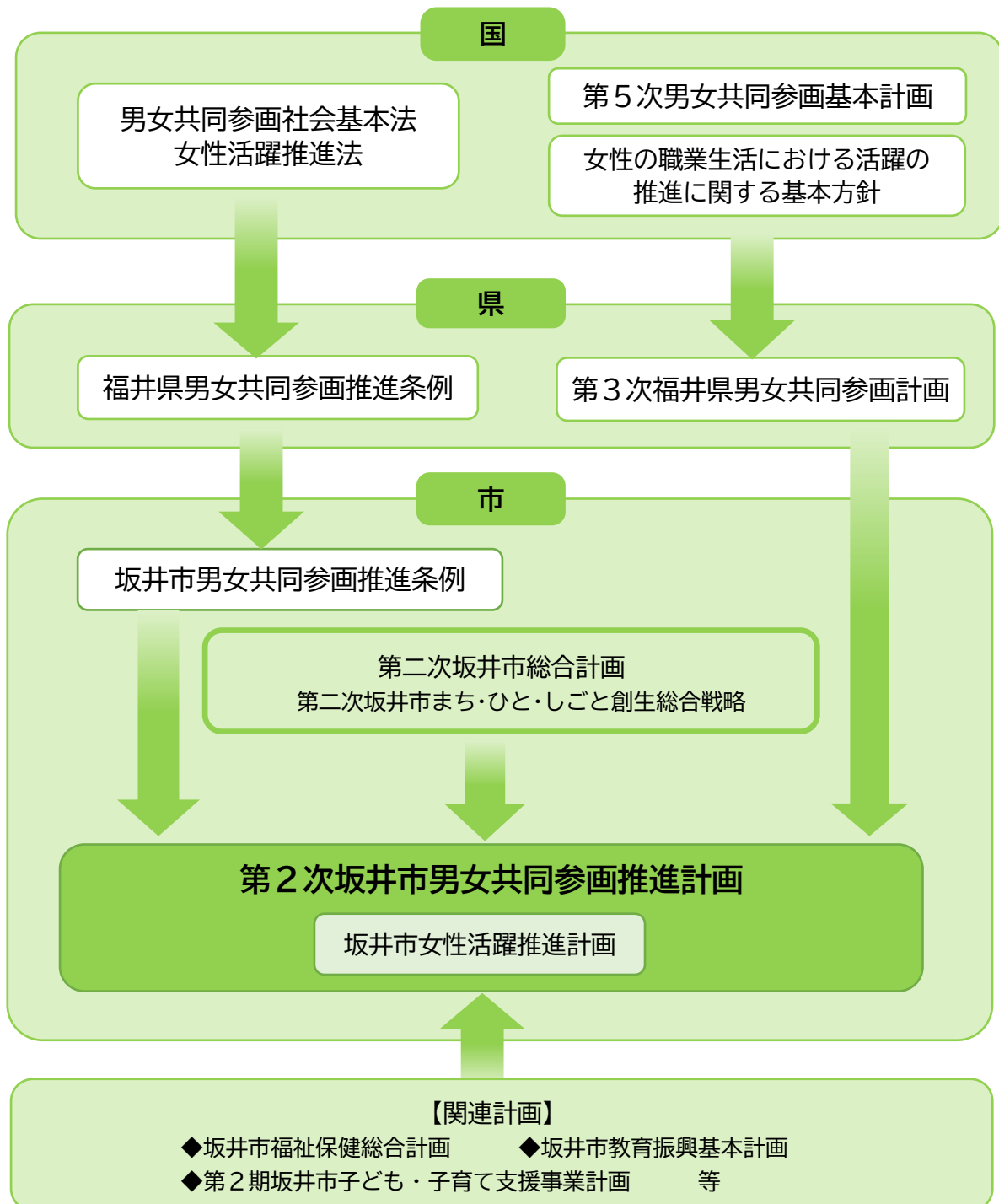
## ●国や県の動き

年度	国	県
平成 7 年(1995 年)		「生活学習館(女性総合センターと生涯学習センターの複合施設)」開館
平成 9 年(1997 年)	「男女雇用機会均等法」改正	
平成 10 年(1998 年)		「ふくい男女共同参画プラン」策定
平成 11 年(1999 年)	「男女共同参画社会基本法」施行	
平成 12 年(2000 年)	「男女共同参画基本計画」策定	
平成 13 年(2001 年)	男女共同参画局の設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」制定	
平成 14 年(2002 年)		「福井県男女共同参画計画」策定
平成 17 年(2005 年)	「第 2 次男女共同参画基本計画」策定	
平成 18 年(2006 年)	「男女雇用機会均等法」改正	
平成 19 年(2007 年)	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
平成 22 年(2010 年)	「第 3 次男女共同参画基本計画」策定	
平成 24 年(2012 年)		「第 2 次福井県男女共同参画計画」策定
平成 27 年(2015 年)	「女性活躍推進法」の公布・施行 「第 4 次男女共同参画基本計画」策定	「ふくい女性活躍推進企業」制度の創設
平成 28 年(2016 年)	「男女雇用機会均等法」改正	
平成 29 年(2017 年)	「育児・介護休業法」改正	「第 3 次福井県男女共同参画計画」策定
令和 2 年(2020 年)	「第 5 次男女共同参画基本計画」策定	

## 2. 計画の位置付け


「第2次坂井市男女共同参画推進計画」は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項及び「坂井市男女共同参画推進条例」第9条第1項に規定されている「基本計画」です。また、本計画は、第二次坂井市総合計画を上位計画とし、その中で示された将来像を具体化する計画の一つとして位置付けるものです。

関連する法令や国及び県の計画等との整合性を図りながら、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するために、本計画を策定します。



### 3. 計画期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。ただし、数値目標においては、概ね5年間を目途に設定し、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応した適切な推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

	令和3年度 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)	12 (2030)
坂井市	第二次坂井市総合計画									第三次
	第二次坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略				第三次坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略				第四次	
										



# 第2章 坂井市の現状

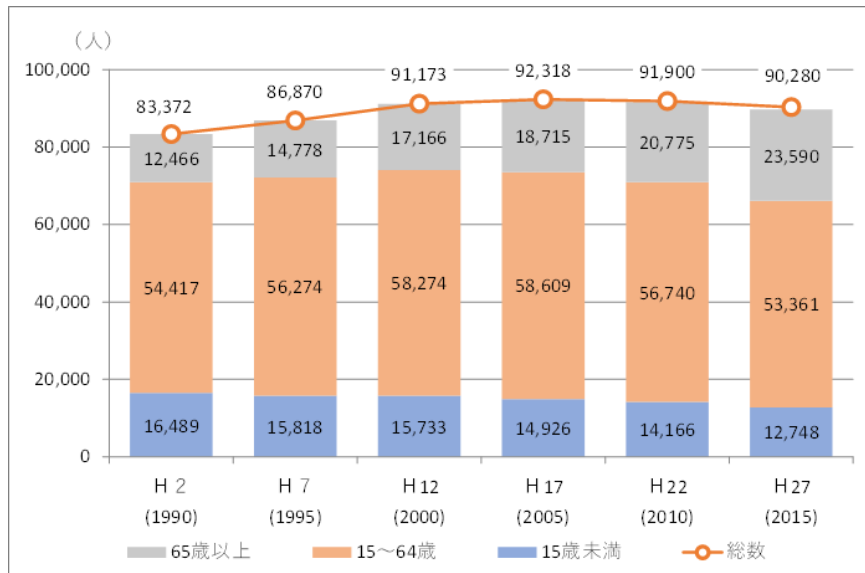
## 1. 人口・世帯等の状況

### (1) 人口の推移

本市の人口は、平成17年（2005年）をピークに減少に転じており、平成27年（2015年）では90,280人となっています。平成17年（2005年）から平成22年（2010年）にかけては418人の減少、平成22年（2010年）から平成27年（2015年）にかけては1,620人の減少となっており、人口減少が加速しています。

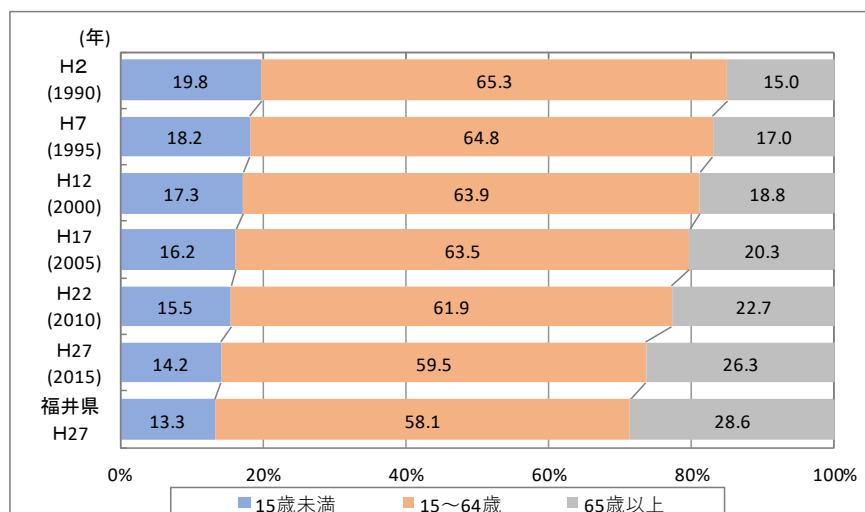
年齢区分別人口の推移をみると、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少する一方、老年人口（65歳以上）の割合は増加し、少子高齢化は着実に進行しています。平成27年（2015年）には4人に1人が65歳以上となっているものの、福井県全体と比較すると年少人口の比率が高くなっています。

【総人口及び年齢3区分別人口の推移】



資料：国勢調査

【年齢3区分別人口割合の推移】



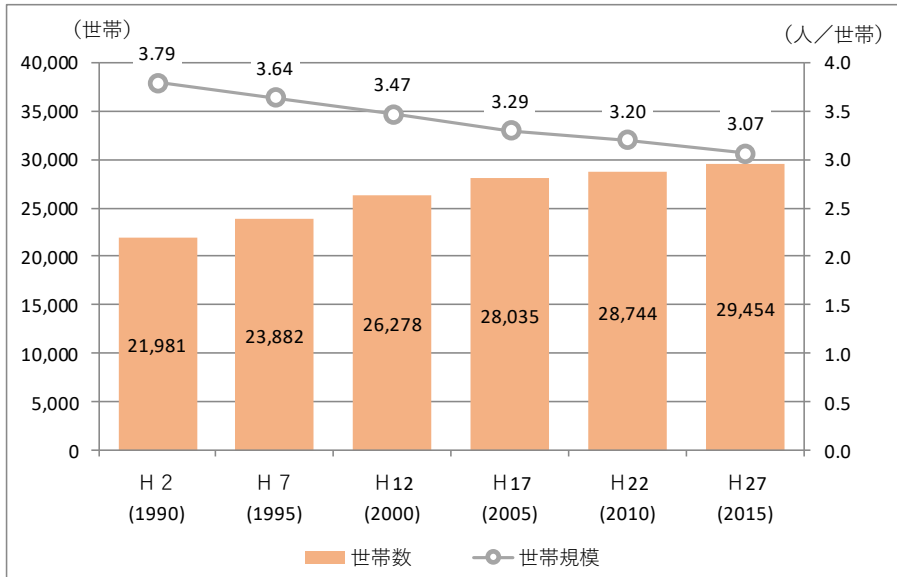
資料：国勢調査

(2) 世帯の状況

世帯数は、平成2年(1990年)から現在まで一貫して増加傾向にあり、平成27年(2015年)時点で29,454世帯まで増加しています。

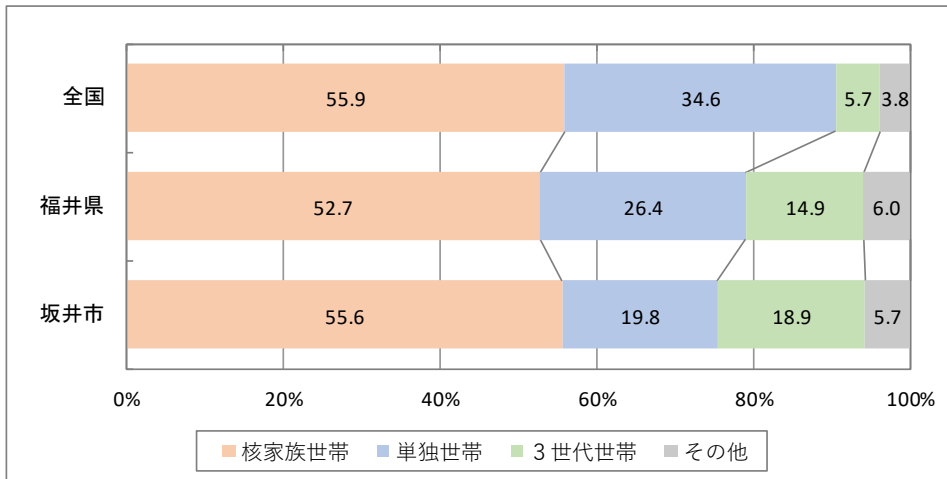
1世帯当たりの人員は、平成2年(1990年)から現在まで一貫して減少傾向にあり、平成27年(2015年)時点で1世帯当たり3.07人の規模となっています。世帯の家族類型の比較からも、核家族世帯が半数以上を占めていますが、一方で、福井県の特徴でもある「3世代世帯」の割合は高い状況です。

【坂井市の世帯数及び世帯人員の推移】



資料：国勢調査

【世帯の家族類型の比較：平成27年(2015年)】



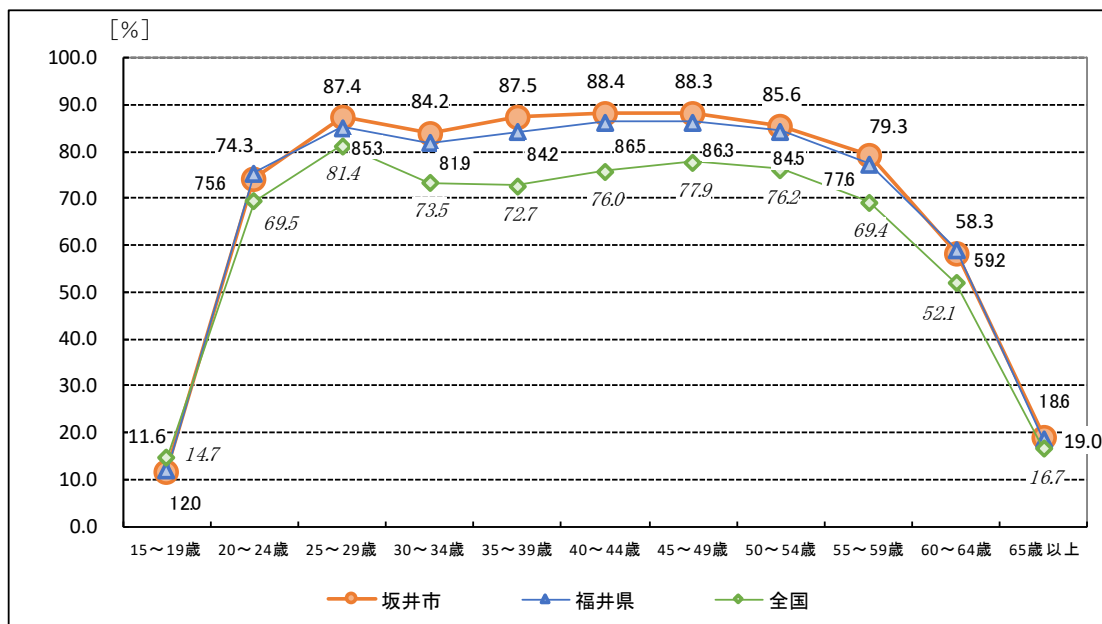
資料：国勢調査

### (3) 労働の状況

女性の年齢別労働力率を国や県と比較すると、坂井市は20～64歳までの各年代において国や県よりも割合が高くなっています。また、国や県と同様に、本市においても30～34歳の労働力率に落ち込みがみられ、出産・育児を機に就業を中断する女性がいることがわかります。

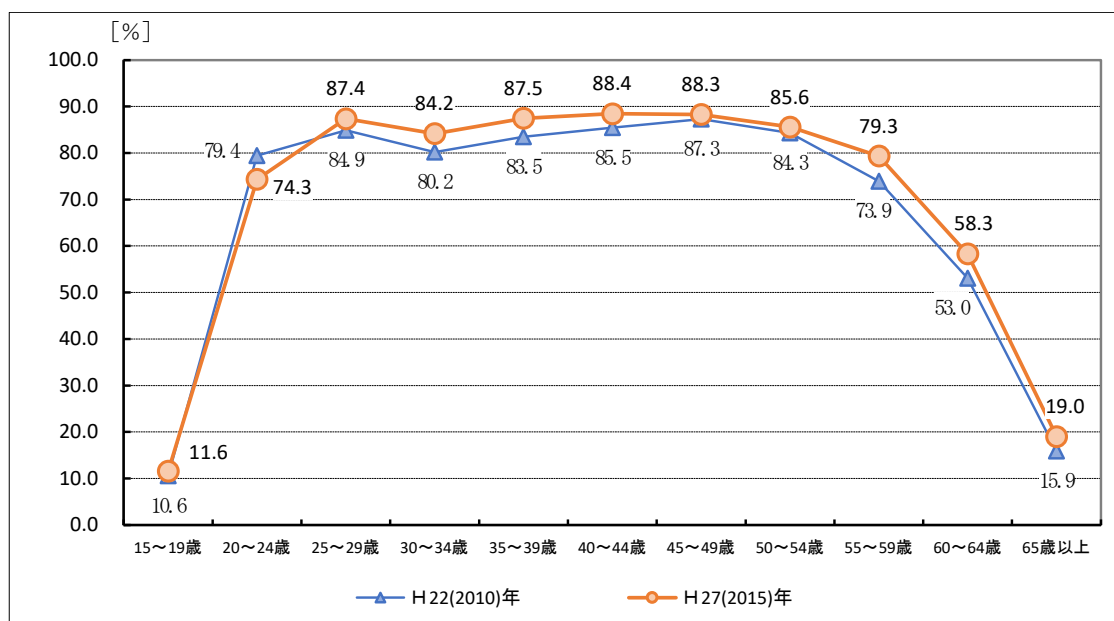
女性の労働力率の経年比較をみると、平成27年（2015年）は平成22年（2010年）に比べて、「20～24歳」を除くすべての年齢において高い割合となっています。

【女性の年齢別労働力率の比較：平成27年(2015年)】



資料：国勢調査

【坂井市の女性の年齢別労働力率の経年比較】



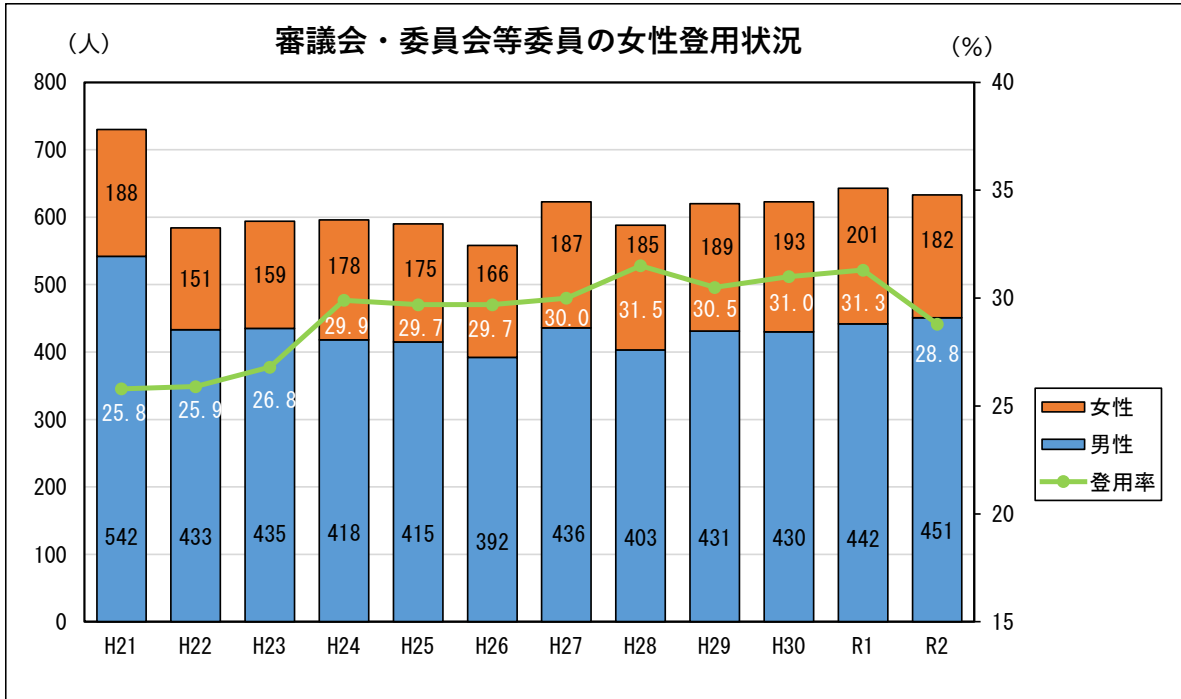
資料：国勢調査

(4) 政策・方針決定の場における女性の参画状況

市の審議会等における女性委員割合の推移をみると、令和元年度（2019年度）まで概ね増加傾向にありましたが、令和2年（2020年）4月1日現在では28.8%に減少となりました。減少となった要因としては、委員改選時において女性委員の登用を勧めた委員会が少なかったことが挙げられます。

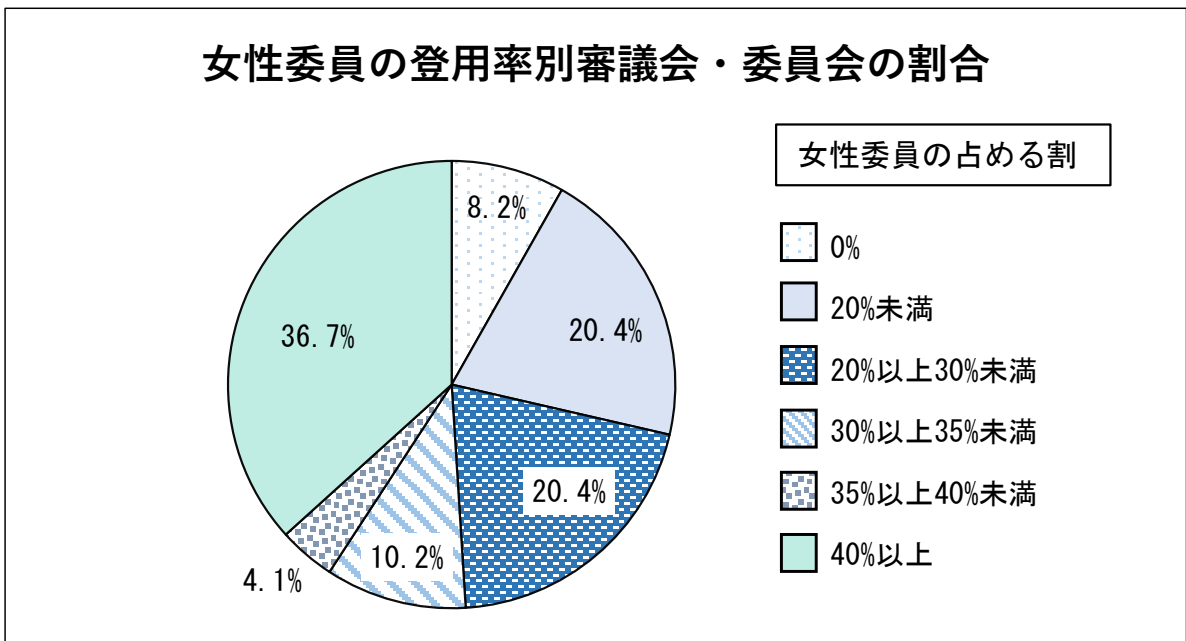
また、女性委員の登用率別審議会・委員会等の数をみると、女性委員のいない審議会・委員会等が8.2%となっています。

【坂井市審議会等に占める女性委員割合の推移】



資料：庁内登用率調査

女性委員の登用率別審議会・委員会の割合



資料：庁内登用率調査

## 2. 市民アンケート調査からみる坂井市の状況

本計画策定にあたっては、「男女共同参画に関する市民意識調査」及び「坂井市女性活躍加速化アンケート調査」を実施しました。調査の概要、主な結果は次のとおりです。

### (1) 調査の概要

#### ①男女共同参画に関する市民意識調査

調査対象	坂井市内に居住する20歳以上の市民2,400人を無作為に抽出
調査期間	2019年4月19日～5月17日
調査方法	郵送による配布・回収
回収内訳	回収数 827件(2,400件中)・回収率 34.5%

#### ②坂井市女性活躍加速化アンケート調査

	事業所	女性社員
調査対象	市内の従業員20人以上の事業所 264社	左記の事業所に勤務する女性社員 264人
調査期間	2019年4月19日～5月17日	
調査方法	郵送による配布・回収	
回収内訳	回収数 82件(264件中) 回収率 31.1%	回収数 99件(264件中) 回収率 37.5%

調査結果の図表に示されている割合は、小数第2位を四捨五入して表記しているため、割合の合計が100%にならないことがあります。

### (2) 主な結果のまとめ

#### ①男女の役割や地位に関する意識について《市民意識調査 問1・問2》

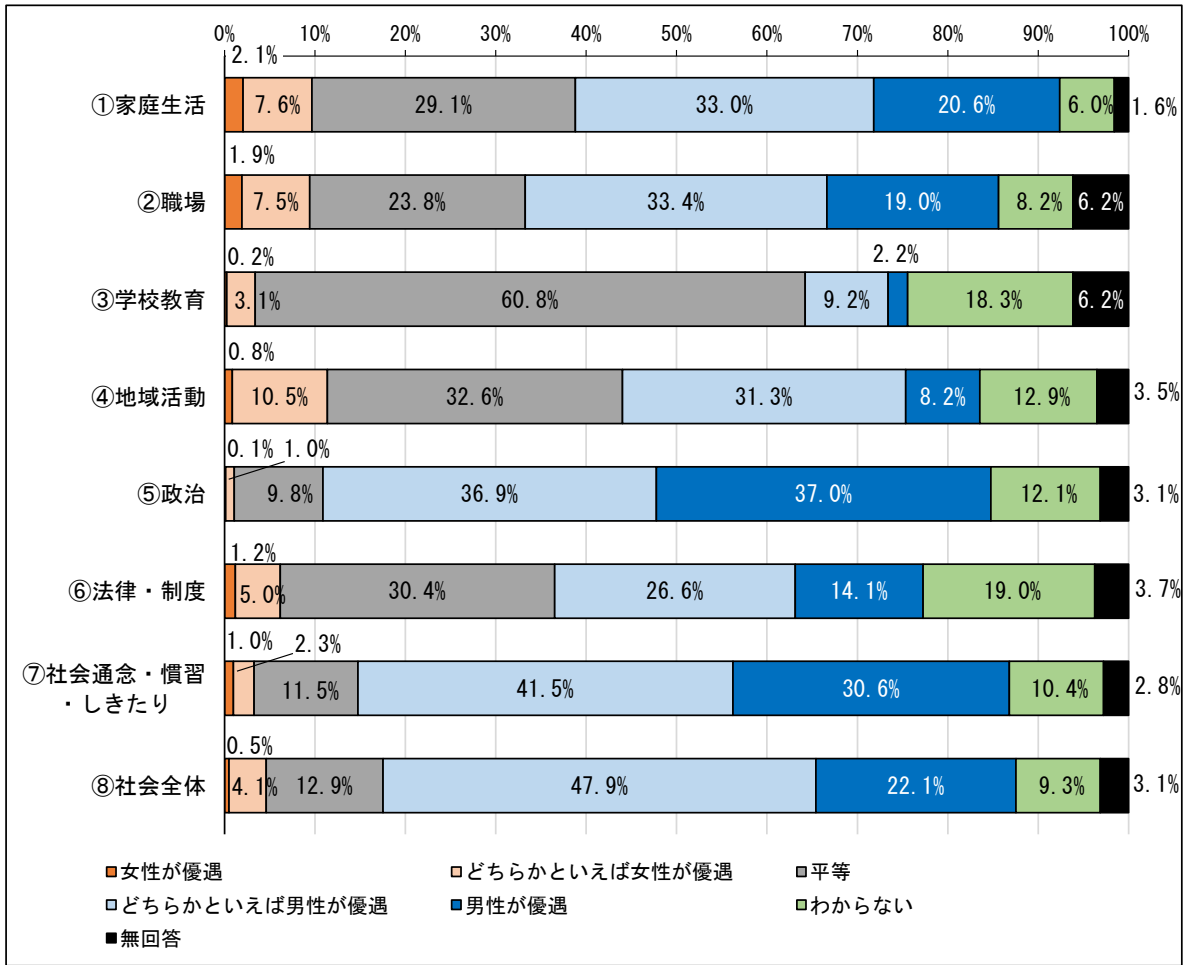
男女の地位に関する設問について、多くの分野で「男性優遇」（「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）の割合が高くなっており、「政治」の分野では特に高く約7割を占めています。

また、「男（夫）は仕事」、「女（妻）は家庭」という考え方について「反対」（「反対」と「どちらかといえば反対」）と考えている人が5割を超えています。一方で、「賛成」（「賛成」と「どちらかといえば賛成」）も約3割となっています。

前回調査と比べ、性別による固定的な役割分担意識や優遇感は徐々に解消されてきていますが、全体的に「男性優遇」と感じている人がいまだに多くおり、男女の不平等感が残っている現状がうかがえます。

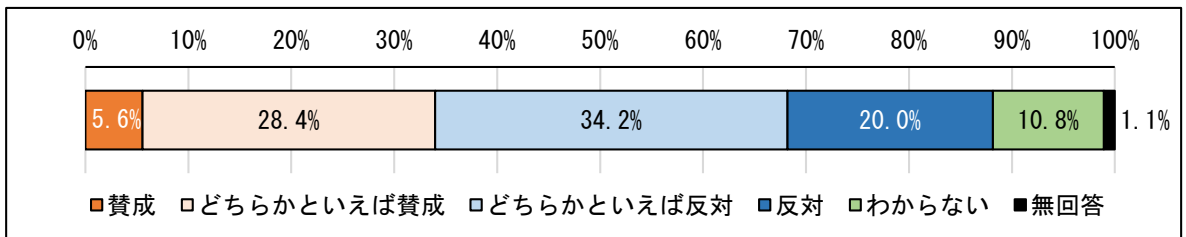


【各分野で男性、女性は平等になっていると思いますか(単一回答)】



回答者数：827人

【「男(夫)は仕事」「女(妻)は家庭」という考え方について(単一回答)】



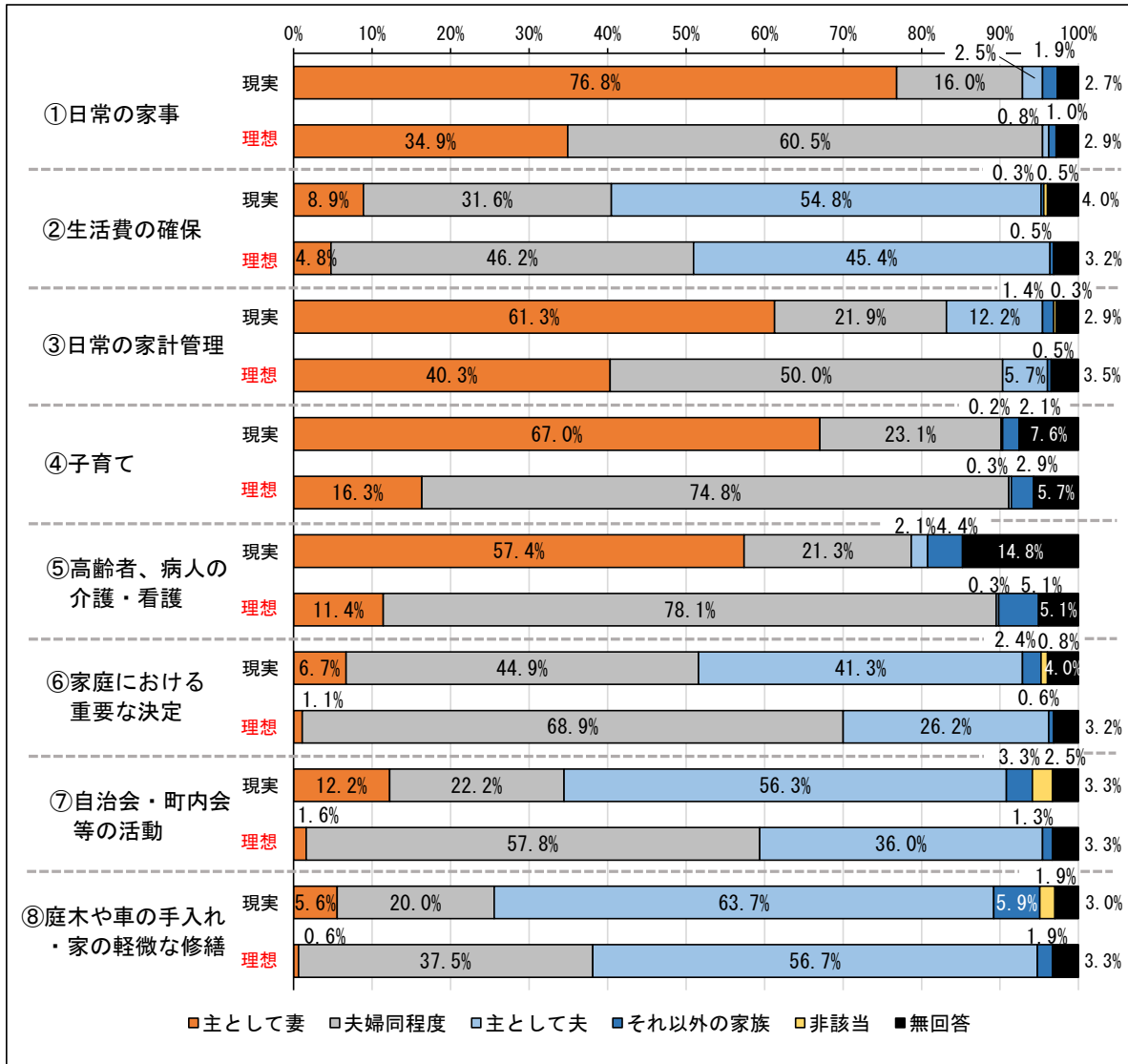
回答者数：827人

②仕事と家庭生活・地域活動の両立 《市民意識調査 問3・問4》

家事や子育て、介護といった家庭内での役割分担に対して、「夫婦同程度」が理想だと考えている割合が高くなってはいますが、現実には依然として「妻」が多くを担っており、家庭における重要な決定や自治会の活動は「夫」が多く担っていることが分かります。

理想と現実のギャップが大きい一方で、理想の役割分担であっても、女性が家庭内の役割を担うべきだと考えている人が多いことも現状です。

【現実と理想の役割分担(単一回答)】



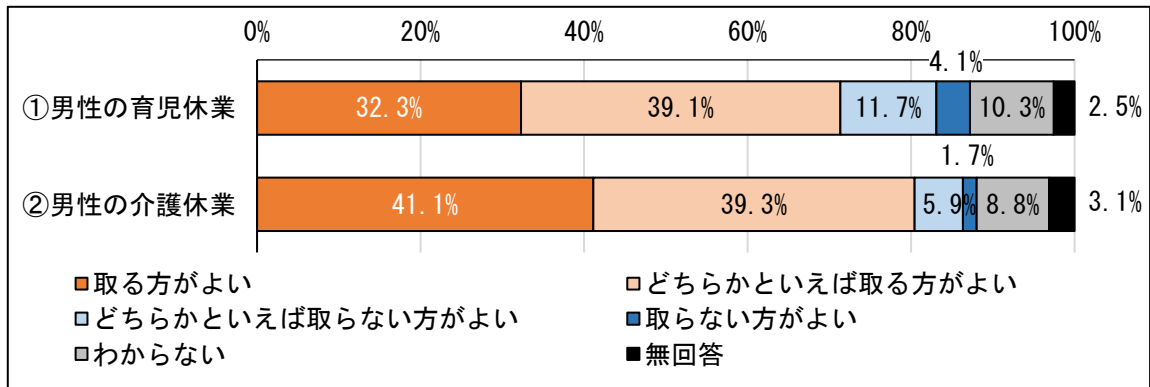
【現実の役割分担】の「④子育て」「⑤高齢者、病人の介護・看護」は非該当を除いて集計しています。

回答者数：637人（既婚者のみ）

③男性の「育児休業・介護休業制度」の利用について <<市民意識調査 問8>>

男性の育児休業・介護休業について「取る方がよい」（「取る方がよい」と「どちらかといえば取る方がよい」）が7割を超えており、男性の育児休業・介護休業について肯定的な考え方が多くなっています。しかしながら、雇用均等基本調査からわかるように、実際の男性の育児休業取得率はかなり低いのが現状です。

【男性が「育児休業・介護休業制度」を利用することにに関して(単一回答)】



回答者数：827人

<<参考>>

【国の育児休業の取得率の推移】

単位：%

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
男性	1.89	2.30	2.65	3.16	5.14	6.16
女性	83.00	86.60	81.50	81.80	83.20	82.20

【育休取得期間】

単位：%

	5日未満	5日～	2週間	1か月～	3か月～	6か月～
男性	56.9	17.8	8.4	12.1	1.6	0.2
女性	0.8	0.3	0.6	2.2	7.8	10.2
	8か月～	10か月～	12か月～	18か月～	24か月	36か月～
男性	0.7	0.1	2.0	0.0	0.0	0.0
女性	12.7	31.1	27.6	4.0	2.0	0.6

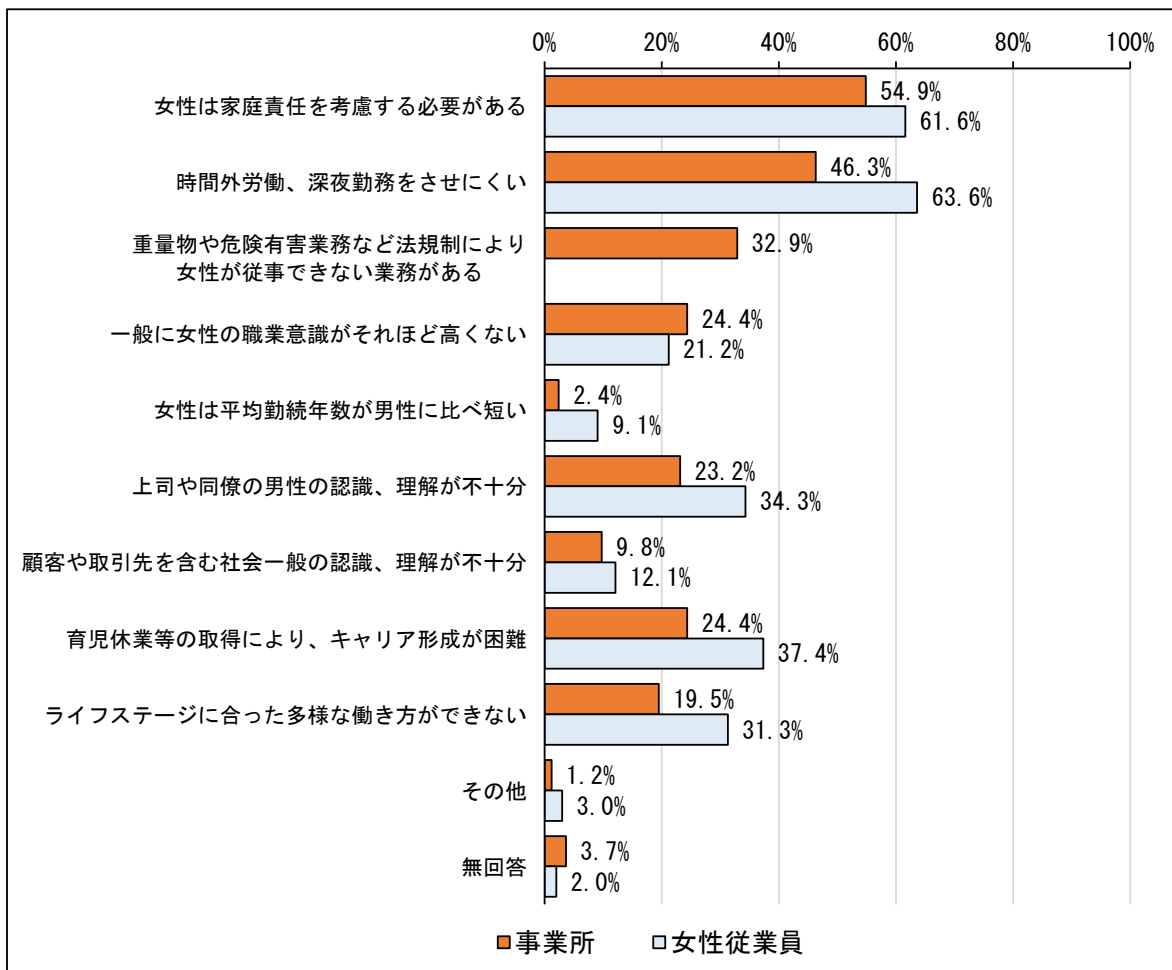
資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」

#### ④女性の活躍の推進について

《女性活躍加速化アンケート：事業所 問10(3)、女性社員 問14》

女性の活躍推進の支障になっている原因として、事業所、女性社員共に「女性は家庭責任を考慮する必要がある」「時間外労働、深夜勤務をさせにくい」の割合が高くなっています。

【女性の活躍推進の支障になっていることは何ですか(複数回答)】

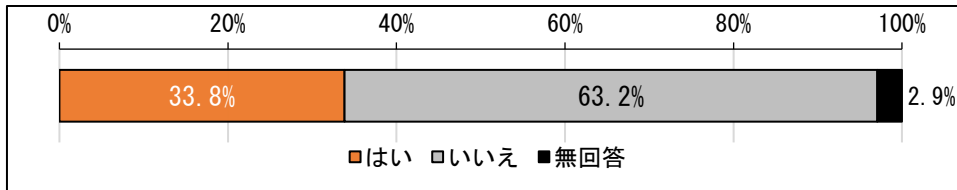


回答者数：82事業所/99人

⑤性与人権について 《市民意識調査 問12》

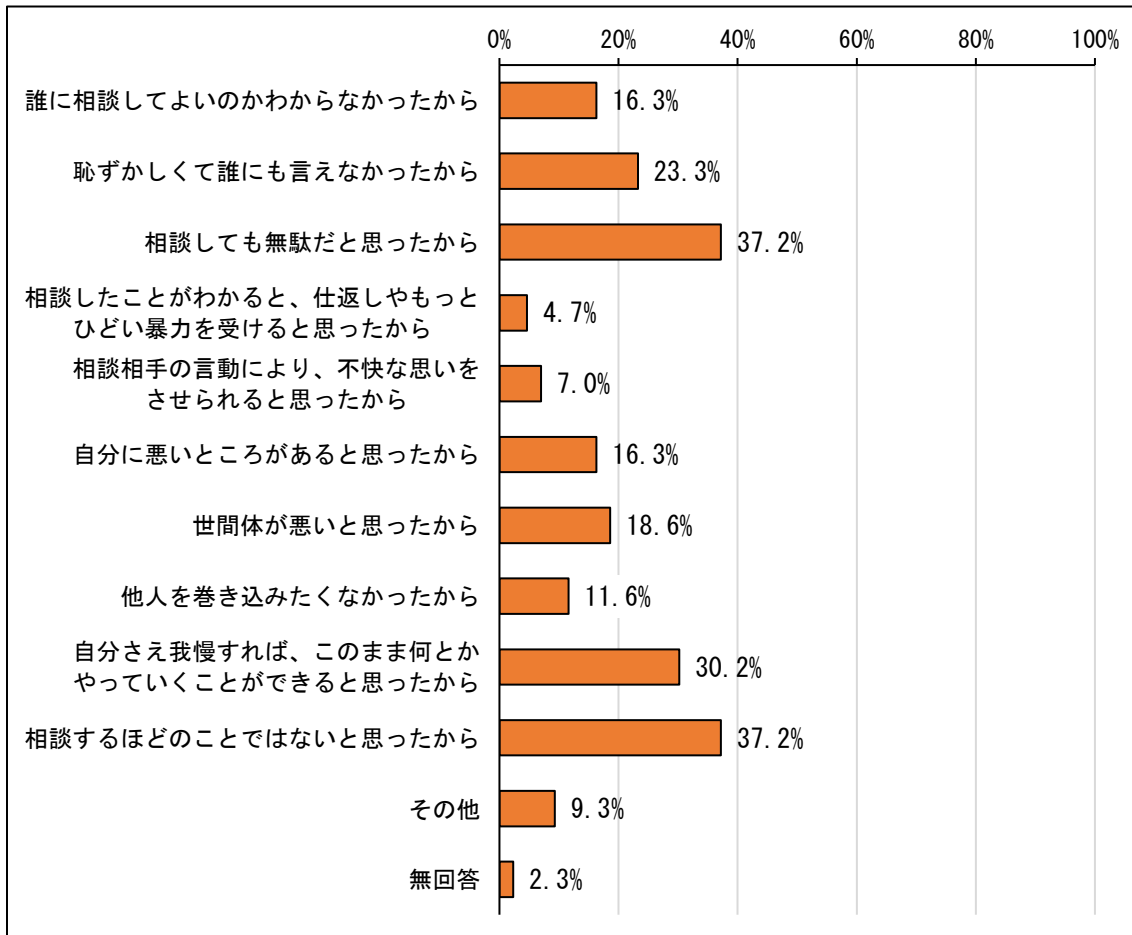
DV被害を受けた人のうち、約6割が相談しなかったと回答しており、理由としては「相談しても無駄だと思ったから」「相談するほどのことではないと思ったから」が約4割と最も高く、被害の声を上げづらい状況にある人やDVを受けている認識がない人が多く、相談に至っていないことがうかがえます。

【DVをどこかに相談しましたか(単一回答)】



回答者数：68人

【DVを相談しなかった理由(複数回答)】



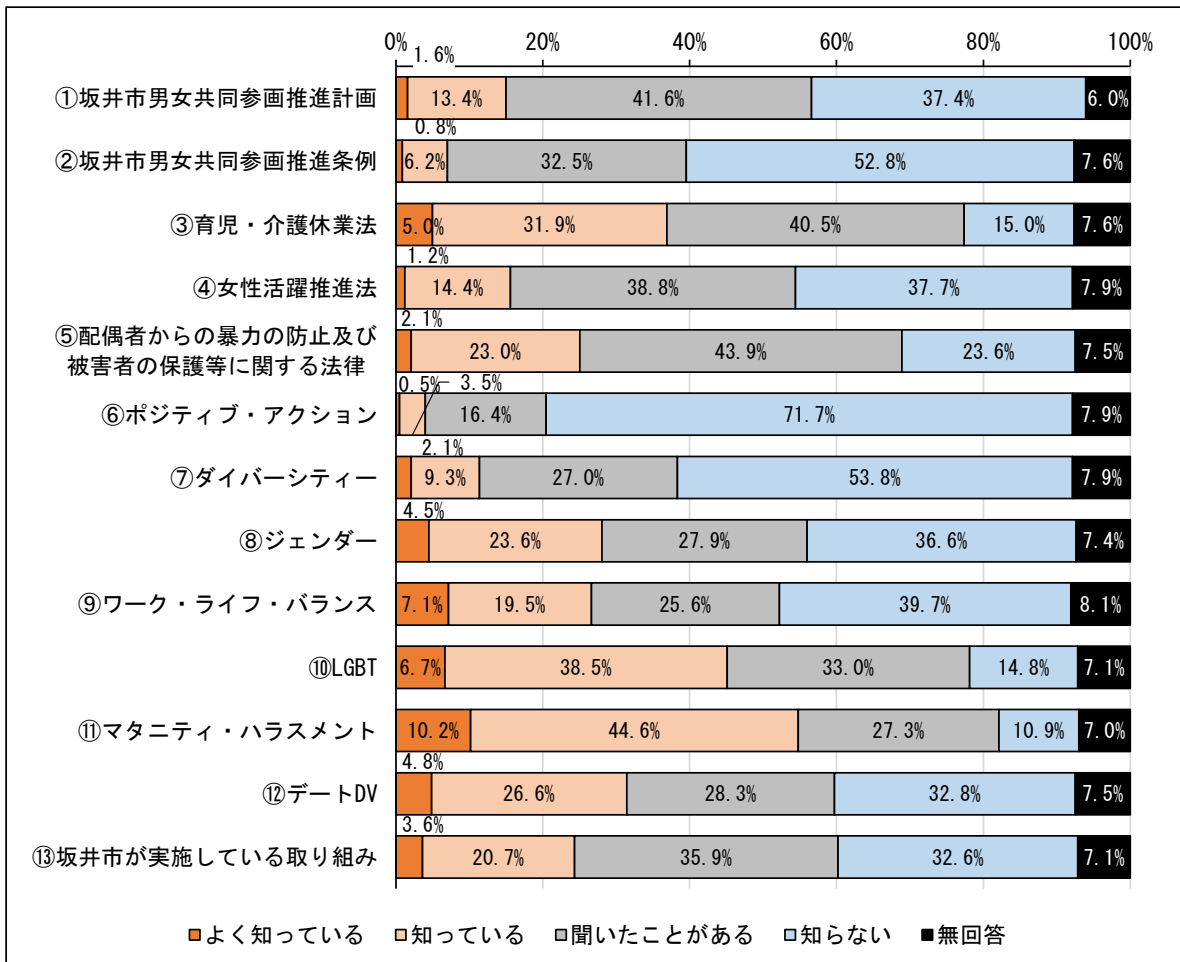
回答者数：43人



⑥男女共同参画社会の実現について 《市民意識調査 問14》

男女共同参画に関する用語の認知度について、最も高いのは『マタニティ・ハラスメント』で、「知っている(「よく知っている」と「知っている」)」が54.8%、その他『LGBT』や『育児・介護休業法』が高くなっています。一方、最も低いのは『ポジティブ・アクション』で、「知らない」が71.7%となっており、「知っている」の割合がかなり低くなっています。

【①～⑬の「ことがら」や「ことば」を見たり聞いたりしたことはありますか(単一回答)】



回答者数：827人

※⑥：働く事や仕事に対する意欲が高い女性を積極的に登用し、能力を発揮してもらう企業の自主的な取り組み、制度

※⑦：多様な人材を積極的に活用しようという考え方

※⑧：社会的、文化的に形成された性別

※⑩：レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（「身体の性」と「心の性」が一致しないため「身体の性」に違和感を持つ人）の頭文字をとって組み合わせた言葉、性的少数者（セクシャルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われる

※⑪：女性の妊娠・出産を理由に、解雇や降格等不利益な扱いを受けたり、言葉や態度による嫌がらせを行うことの総称

※⑫：交際中のカップルの間で行われる暴力

※⑬：男女共同参画推進委員会、赤ちゃん抱っこ体験学習、学び女史プログラム、イクボス推進、農業女史プログラム、婚活イベント 等

### 3. 坂井市男女共同参画推進計画（改定）の評価

「坂井市男女共同参画推進計画」は、3つの基本目標と、さらにこれを細分化した13の重点目標により構成されています。

毎年、これらの重点目標に対する進捗状況を取りまとめ、坂井市男女共同参画審議会で評価を受けています。

平成25年（2013年）の改定以降、数年が経過している中、どの程度の進捗がみられたか比較したところ、次のような結果となりました。

#### ●評価の基準

- A：かなり進んでいる …施策の実施によって、男女共同参画の意識が高まる。または問題が改善されている。
- B：ある程度進んでいる…施策の実施によって、男女共同参画の意識が高まりつつある。
- C：あまり進んでいない…男女共同参画推進の対象が一部に限られており、広がりが見られない。
- D：全く進んでいない …活動が見えてこない。または施策の実施状況が市民に訴えるものになっていない。

#### 基本目標Ⅰ 意識を変える

重点目標	H26 評価	R1 評価	比較
1. 家庭・地域での慣習、しきたりの見直し及び意識の改革	B	B	変動なし
2. 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	B	B	変動なし
3. メディアにおける男女の人権の尊重	A	A	変動なし

いずれの重点目標も、6年前の評価と変動はありません。地域の推進団体による啓発活動や出前講座等の取組みにより、男女共同参画に対する意識が少しずつ定着し、家庭内でのしきたりや決まりごと等は、年数を重ねるごとに柔軟になってきているようですが、地域における慣習やしきたりの見直しには及んでいないのが現状です。

一方で、教育・学習の一環として、若年層に対する男女共同参画に関するセミナーや体験学習の実施は効果的であると高評価を受け、今後も教育現場と連携しながら継続していくことが重要です。

また、情報化社会の現代においては、様々な分野で幅広い年齢層にわたり、メディアが及ぼす影響は大きいものがあり、即効性も期待されるため、引き続きメディアを有効かつ安全に活用した情報発信に努めていく必要があります。

## 基本目標Ⅱ 参画する

重点目標	H26 評価	R1 評価	比較
4. あらゆる分野への男女共同参画の促進	B	C	後退
5. 働く喜びを分かち合える職場づくり	B	B	変動なし
6. やすらぎを感じ合える豊かなくらし	B	B	変動なし
7. 安心して子育て・介護ができる環境整備	B	B	変動なし
8. 農林漁業及び商工等自営業における男女共同参画の確立	B	B	変動なし
9. 国際理解と交流の推進	B	B	変動なし
10. 男女双方の視点を生かした取組みの推進	B	B	変動なし

重点目標4「あらゆる分野への男女共同参画の促進」において、1ランク後退という評価となりました。近年、市の政策や方針決定の機関となる審議会・委員会等への女性の登用率も伸び悩み傾向にあり、目標値40%以上には至っていません。今後は、女性委員の登用率向上に向けた実効性のある取組みにより、あらゆる分野における意思決定の過程に女性の参画が促進される体制づくりに努めていく必要があります。

重点目標5から10については、6年前の評価と変動はありませんが、家事・育児・介護等に対する施策の充実による成果から、男女共同参画の意識の高まりが感じられるという評価もあります。

誰もがやりがいや充実感を持ちながら働き、やすらぎを感じ合える家庭・地域生活を送ることができる社会を実現するため、「ワーク・ライフ・バランス」の推進が今後の課題となっています。

## 基本目標Ⅲ 自立する

重点目標	H26 評価	R1 評価	比較
11. 高齢者などが安心して暮らせる社会	A	A	変動なし
12. 男女が共に安心して暮らせる社会	A	B	後退
13. 男女が共に思いやる健康づくり	B	A	上昇

重点目標12「男女が共に安心して暮らせる社会」については1ランク後退、重点目標13「男女が共に思いやる健康づくり」については1ランク上昇という評価になりました。

重点目標11「高齢者などが安心して暮らせる社会」については、高齢化社会に伴う雇用制度や自立支援に向けた多様な事業が行われていますが、今後ますます増加するニーズに即した取組みが求められます。

重点目標12については、配偶者からの暴力(DV)が年々増加していることから、関係機関との連携を強化して相談・支援体制の充実を図るとともに、啓発活動を通じてあらゆる暴力の根絶を目指し、男女が互いに思いやり支え合える環境づくりが重要であると言えます。

重点目標13については、少子高齢化社会を踏まえ、健康で生き生きと過ごしていくための医療体制や環境整備に対する施策に、今後も継続して取り組んでいくことが必要です。

## 第3章 計画の目指す方向

### 1. 基本理念

平成19年（2007年）4月に「坂井市男女共同参画推進条例」で規定した6つの基本理念を本計画の基本理念とします。

#### 男女の人権の尊重

男女それぞれの人権が等しく尊重され、性別に関りなく個性と能力を発揮する機会が得られる社会を目指します。

#### 固定的な性別役割分担意識や制度・慣行の見直し

男女が社会活動を行う上で、固定的な性別役割分担意識や慣習等にとらわれず自由な選択ができるよう、男女共同参画の視点に立ったあらゆる角度からの見直しを図り、男女共同参画社会の形成に寄与します。

#### 政策・方針の立案及び決定過程への平等な参画

男女がいろいろな方針決定に、企画の段階から共同参画する機会が確保されるよう、あらゆる場に働きかけていきます。

#### 家庭生活における活動と、職業生活等における活動との両立

男女が共に社会参画していくために、互いに協力し、社会の支援を受けながら、家事や子育て、介護等の家庭における活動と、職場や地域における活動を両立できるよう支援します。

#### 性と生殖に関する健康と理解及び、生涯を通じた健康支援

男女がそれぞれの身体的な特徴についての理解を深め、妊娠、出産その他、性に関することについて互いの意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう支援します。

#### 国際的な取組みの理解及び協調

我が国の男女共同参画の推進が、国際社会の動きと密接に関係していることにかんがみ、国際社会の動向を考慮しながら、本市の男女共同参画社会の実現を目指します。

## 2. 基本目標

基本理念を実現するため、本計画の基本目標を次のとおり設定します。

### 基本目標Ⅰ 意識を変える



#### ●重点目標1 家庭・地域での慣習、しきたりの見直し及び意識の改革

家事・育児・介護は女性の仕事というような固定観念や、地域における慣習・しきたり等について、男女共同参画の視点から改善するよう働きかけます。

#### ●重点目標2 多様な選択を可能にする教育・生涯学習の充実

性別にとらわれず個人の個性や能力を充分発揮することができるよう、互いの違いを認め、多様性を尊重し合う社会を目指して、男女共同参画の視点に立った教育や生涯学習を推進します。

#### ●重点目標3 メディアにおける男女の人権の尊重

メディアを通して発信される情報により、男女の人権が侵されないよう、適切な内容や表現の使用に取り組めます。

### 基本目標Ⅱ 参画する



#### ●重点目標4 あらゆる分野への男女共同参画の促進

地域や企業、団体等と連携を図りながら、女性の意見が地域社会や行政に反映されるよう、あらゆる分野での女性の登用促進・人材育成に努めます。

#### ●重点目標5 働く喜びを分かち合える職場づくり

家庭・社会・労働等の場のあらゆる機会において、男女共同参画の意識を醸成し、働きやすい職場環境や働く男女を支援するための仕組みの充実に努めます。

#### ●重点目標6 やすらぎを感じ合える豊かな暮らし

働く人が心身共に健康に暮らしていくためのワーク・ライフ・バランスの実現に向け、企業や組織、行政等が協働し、雇用環境の整備や社会的な支援策等の充実に努めます。

#### ●重点目標7 安心して子育て・介護ができる環境整備

男女が性別に関りなく、互いに協力して家庭・地域・職場を担っていくための啓発活動を行い、社会全体の目標として、働きながら安心して子育てや介護ができる環境づくりを進めていきます。



### ●重点目標8 農林漁業及び商工等自営業における男女共同参画の確立

農林漁業や商工等自営業に従事する女性が、主体的な役割に参画できるよう積極的に支援し、女性の担い手育成につながるよう努めます。

### ●重点目標9 国際理解と交流の推進

各国の異なる政治や経済、社会、文化、言語、慣習の違いを超えて理解し合い、連帯を強めるための情報の収集と学習の推進を目指します。

### ●重点目標10 男女双方の視点を生かした取組みの推進

多様な発想や活動の活性化により、防災やまちづくり等の分野において新たな発展へとつながるよう、男女共同参画の視点に立った取組みを推進します。

## 基本目標Ⅲ 支え合う



### ●重点目標11 安全・安心に暮らせる社会づくり

積極的な社会参加により、誰もが生き生きと安全で安心して暮らせる社会づくりを目指します。また、ひとり親家庭の生活の安定に向けた支援の充実に努めます。

### ●重点目標12 あらゆる暴力の根絶

人権侵害につながる、あらゆる「暴力」の根絶に向けた啓発活動や予防活動、相談体制の充実に努めます。

### ●重点目標13 男女が共に思いやる健康づくり

男女とも自らが主体的に健康管理をする意識を高め取り組むことができるよう、ライフステージに応じた健康保持・増進対策の充実に努めます。また、薬物乱用、喫煙、飲酒等による健康被害や犯罪の増加等の課題解決に向けて、地域や学校等社会全体で取組みます。

## ◆ 第2次坂井市男女共同参画推進計画と『SDGs』との関係

エスディーゼーズ  
SDGs (Sustainable Development Goals) とは、平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて、日本を含む全193か国の合意により採択された国際社会全体の共通目標です。平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの間に達成すべき17のゴール(目標)と、それに連なり具体的に示された169のターゲットから構成されています。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、先進国・開発途上国を問わず、公共・民間各層のあらゆる関係者が連携しながら、世界全体の経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされており、多くの国でSDGsの達成に向けた取り組みが行われています。

SDGsでは、気候変動や海洋資源、生態系等の環境分野、持続可能な消費、生産、教育、雇用等多岐にわたる目標が掲げられており、その中のゴールの一つに「ジェンダー平等の実現」があります。それぞれの目標を達成するためには、環境・経済・社会のつながりを考え、共に解決していくことが重要です。

本計画においても、男女共同参画推進のための取り組みを着実に進めていくことにより、あらゆる分野において持続可能な社会の実現を目指します。

SDGsの17の目標	
 1. 貧困をなくそう	 10. 人や国の不平等をなくそう
 2. 飢餓をゼロに	 11. 住み続けられるまちづくりを
 3. すべての人に健康と福祉を	 12. つくる責任つかう責任
 4. 質の高い教育をみんなに	 13. 気候変動に具体的な対策を
 5. ジェンダー平等を実現しよう	 14. 海の豊かさを守ろう
 6. 安全な水とトイレを世界中に	 15. 陸の豊かさを守ろう
 7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに	 16. 平和と公正をすべての人に
 8. 働きがいも経済成長も	 17. パートナーシップで目標を達成しよう
 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう	資料:国際連合広報センター ホームページ

### 3. 施策の体系

本市の現状や前計画の評価を踏まえ、施策の方向の中でも優先的に取り組むべき施策を重点施策として設定します。

<基本目標> <重点目標> <施策の方向> **女性活躍** …女性活躍推進計画 **★重点** …重点施策>

Ⅰ 意識を変える	1 家庭・地域での慣習、しきたりの見直し及び意識の改革	(1)男女共同参画の視点からの社会制度・慣習・しきたりの見直し <b>★重点</b>
		(2)市民の自主的な活動に対する支援・促進
		(3)男女共同参画に関する情報・資料の収集、情報提供の推進
	2 多様な選択を可能にする教育・生涯学習の充実	(1)男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進
		(2)学校・保育園等における男女平等の教育
		(3)男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進
	3 メディアにおける男女の人権の尊重	(1)メディアにおける男女共同参画の推進
		(2)行政の広報・出版物等における性別にとらわれない表現の促進
	Ⅱ 参画する	4 あらゆる分野への男女共同参画の促進
(2)女性の人材育成と情報の提供 <b>女性活躍</b>		
(3)審議会等への女性の参画の促進 <b>女性活躍</b> <b>★重点</b>		
(4)行政等における女性職員の登用拡大		
5 働く喜びを分かち合える職場づくり		(1)均等な雇用の機会と待遇確保の推進 <b>女性活躍</b>
		(2)能力開発及び能力発揮のための支援
		(3)働く女性の母性保護の推進
6 やすらぎを感じ合える豊かな暮らし		(1)ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた雇用環境の整備・社会的支援 <b>女性活躍</b> <b>★重点</b>
		(2)多様なライフスタイルに対応した支援策の充実
7 安心して子育て・介護ができる環境整備		(1)家事・育児・介護に対する男女の共同責任 <b>女性活躍</b> <b>★重点</b>
		(2)男女が共に参画する福祉のまちづくりの促進 <b>女性活躍</b>
		(3)男女が共に参画する地域づくりの促進

H 参画する	8 農林漁業及び商工等 自営業における男女 共同参画の確立	(1)地域における男女共同参画の視点からの慣習・しきたりの見直し
		(2)女性の主体性を生かす就業条件の整備 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">女性活躍</span>
	9 国際理解と交流の 推進	(1)国際理解のための学習の推進
		(2)国際交流の推進
	10 男女双方の視点を 生かした取組みの 推進	(1)防災（復興支援を含む）における推進 <span style="background-color: red; color: white; padding: 2px;">★ 重点</span>
		(2)地域おこし、まちづくりにおける推進
(3)環境保全における推進		
I 支え合う	11 安全・安心に 暮らせる社会づくり	(1)高齢者の自立支援
		(2)障がい者の自立支援
		(3)ひとり親家庭の自立支援
	12 あらゆる暴力の根絶	(1)暴力を許さない社会環境の整備
		(2)配偶者やパートナー等からの暴力の根絶 <span style="background-color: red; color: white; padding: 2px;">★ 重点</span>
	13 男女が共に思いやる 健康づくり	(1)生涯にわたる心身の健康づくりの支援
(2)妊娠・出産等に関する母子の健康支援		
(3)健康をおびやかす問題についての対策の推進		
計画の推進		(1)坂井市男女共同参画審議会
		(2)坂井市男女共同参画推進委員会
		(3)庁内体制の整備
		(4)活動拠点となる施設の整備・機能の充実
		(5)実施状況の公表
		(6)施策に対する意見の反映
		(7)国・県との連携
		(8)関係機関・企業・民間団体等との連携強化

# 第4章 計画の内容

## 基本目標Ⅰ 意識を変える



男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ男女共同参画社会を実現するためには、法律や制度を整備することも非常に重要ですが、個々人の固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、アンコンシャス・バイアス（※4）等を解消していくことが求められます。

社会情勢の変化と共に市民の意識に変化はみられるものの、令和元年（2019年）の坂井市の市民意識調査と国の世論調査をみると、様々な分野で「男性が優遇」の割合（※5）が高くなっており、全国的にみても固定的な性別役割分担意識が依然として根強いものがあります。

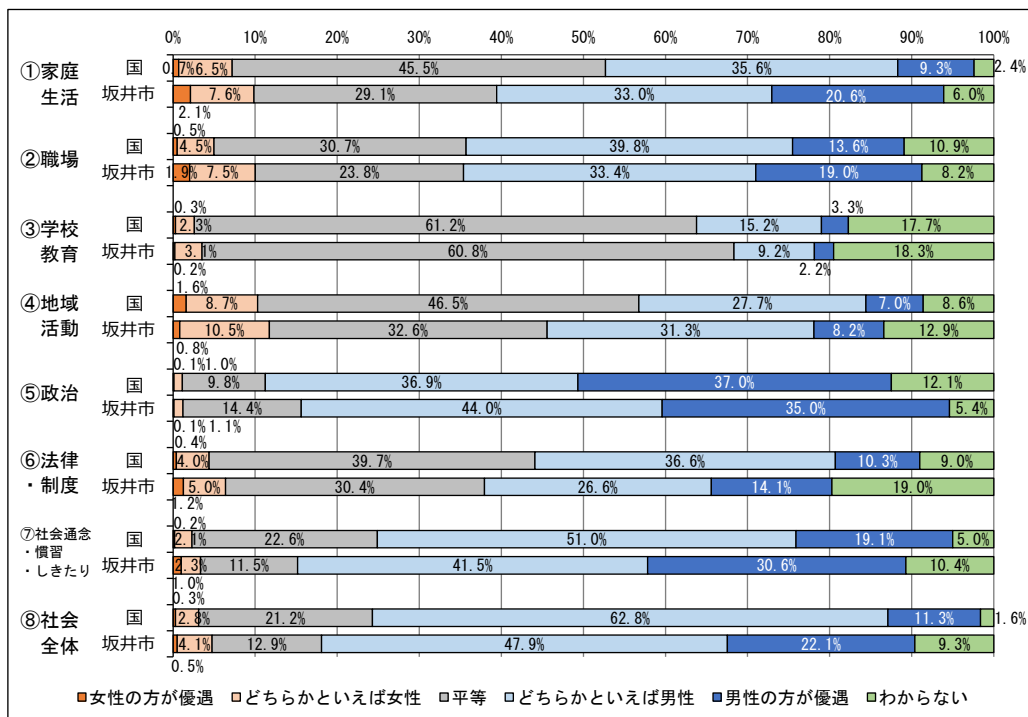
このような中で、男女共同参画社会の実現に向けて進めていくためには、職場や企業のみならず、家庭や地域等の生活の場においても、社会制度・慣行、教育、メディアが男女平等の意識にどのような影響を与えているのかを常に憂慮し、アンコンシャス・バイアスが男女のどちらか一方に不利に働かないよう、幅広い年齢層に対する啓発が重要です。

また、次代を担う子どもたちが、将来を見通した自己形成ができるように、男女共同参画を推進する教育・生涯学習を充実することも重要です。

※4：無意識の思い込み

※5：「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」を足した割合

【各分野で男性、女性は平等になっていると思いますか(国・坂井市比較)】



資料：内閣府男女共同参画局 男女共同参画社会に関する世論調査(令和元年)

## ●重点目標 1 家庭・地域での慣習、しきたりの見直し及び意識の改革

### 現状

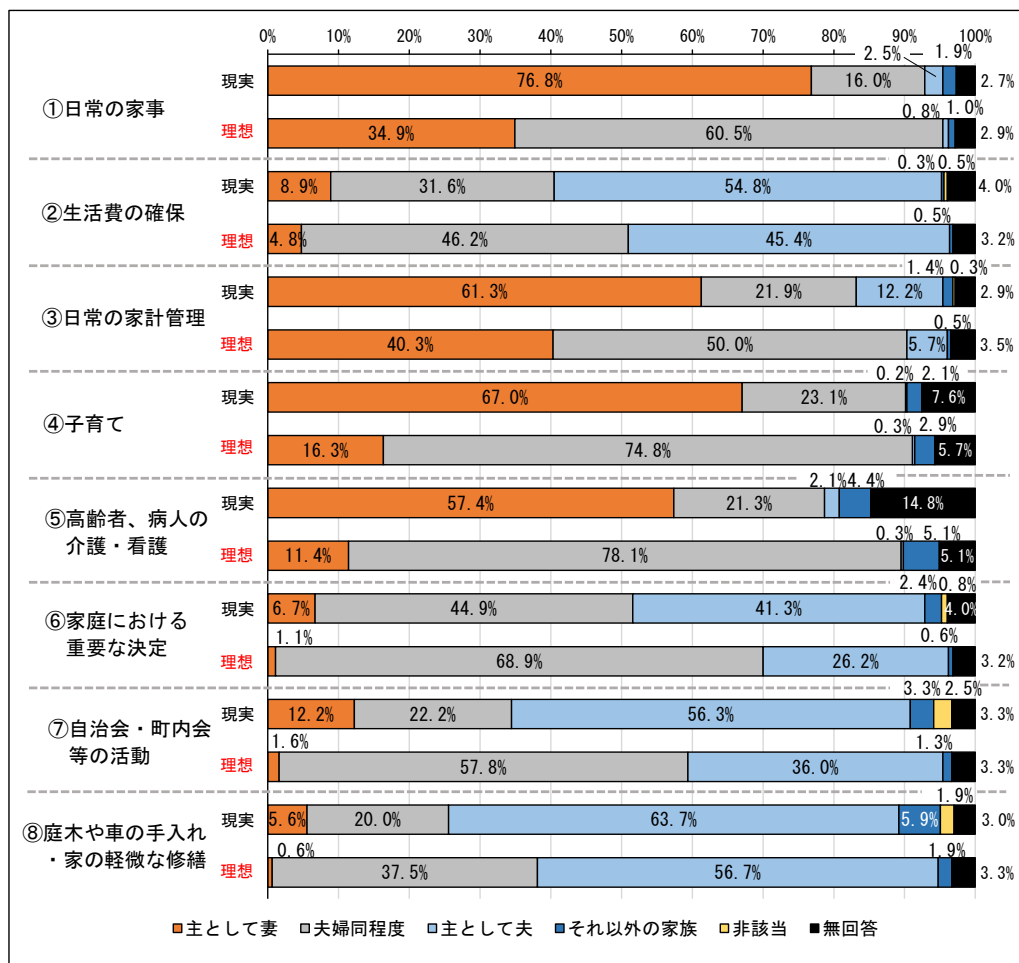
男女共同参画に関する情報の提供や、男女共同参画の推進に自主的に取組む市民活動への支援を行っています。また、まちづくり協議会の構成区単位で地域のパイプ役となる男女共同参画推進委員を選任し、委員会で互いの情報共有を図りながら、地域のイベントや区長会、まちづくり協議会、児童クラブ等、幅広い年齢層に対する啓発活動を行っています。

しかしながら、市民意識調査では、現実の役割分担において、主に妻が、家事や家計管理、子育て、介護等の役割を担っている割合が高くなっており、男女共同参画の意識が十分に浸透していない状況です。



《男女共同参画推進委員による啓発活動の様子》

【現実と理想の役割分担(単一回答)(再掲)】



資料：男女共同参画に関する市民意識調査



## 課題

啓発活動において、参加者の意識の変化が把握しづらいため、参加した市民の意見や感想をもとに、ニーズに合わせた事業を考えていく必要があります。

特に、意識調査では、社会通念・慣習・しきたりは「男性優遇」と感じる割合が高くなっています。前計画において、地域での慣習やしきたりの見直しに対する意識改革を図るには、継続的な啓発活動が重要であるという評価もあり、今後も、男女共同参画の視点からの社会制度・慣習・しきたりの見直しを重点的に取り組む必要があります。

## 施策の方向

### (1) 男女共同参画の視点からの社会制度・慣習・しきたりの見直し ★ 重点

- ・各種機関、団体等と連携して幅広い年齢層への継続的な啓発や意識改革に努めます。
- ・地域における社会制度、慣習等を見直す機会を提供します。

主な施策	概要	担当課
地域出前講座	市の男女共同参画推進委員会が中心となって、各まちづくり協議会や児童クラブ、地域のイベントの機会に出前講座を実施し、積極的な啓発を行う。	男女共同参画推進室
ジェンダー平等の推進	地域社会全体にジェンダー平等の意識付けを図るため、子どもから高齢者まで幅広い啓発活動に継続的に取り組む。	男女共同参画推進室
コミュニティセンター講座	社会教育指導員と連携し、講座等を通して、男女共同参画への理解、意識改革の啓発を図る。	まちづくり推進課 (各コミュニティセンター)

### (2) 市民の自主的な活動に対する支援・促進

- ・男女共同参画の推進に取り組む団体やグループの活動を支援・促進し、社会の様々な分野において男女共同参画意識の醸成を図り、参画しやすい環境づくりにつなげていきます。

主な施策	概要	担当課
研修事業やイベント関係の情報提供	国、県、他市町等が主催する様々な研修事業やイベント関係の情報を、市内団体等に提供する。	男女共同参画推進室
団体・グループへの支援	活動場所の提供や、まちづくり協議会の地域イベントへの連携等により活動を支援する。	男女共同参画推進室 まちづくり推進課 (各コミュニティセンター) 生涯学習スポーツ課
	市民の自主的な活動につながる図書の貸出を行う。	図書館



### (3) 男女共同参画に関する情報・資料の収集、情報提供の推進

- ・男女共同参画の拠点施設の機能を充実し、利用促進を図ります。
- ・男女共同参画に関する情報を収集し、広報紙やホームページ等を活用して情報提供します。また、若年層に対しても、男女共同参画に関わるイベントや講座に参加しやすい取組みを企画します。

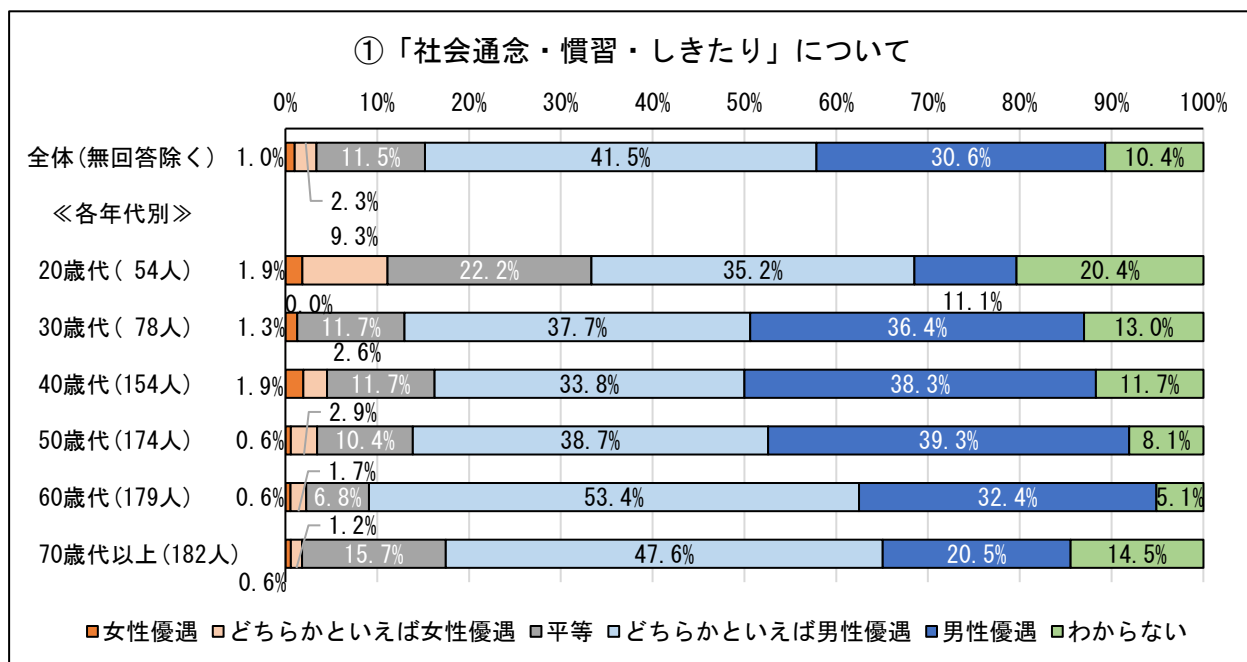
主な施策	概要	担当課
男女共同参画に関する情報提供・啓発促進	男女共同参画に関する情報提供や、講座・学習会等を開催し、拠点施設の機能を充実する。広報紙やホームページ等を活用し、広く市民に男女共同参画意識の醸成を図る。	男女共同参画推進室
男女共同参画推進月間イベントの開催	男女共同参画についての関心と理解を深める推進月間（11月）を軸に、イベントや啓発活動を行う。	男女共同参画推進室

### 数値目標

指標	現状 (2020年)	目標 (2025年)
≪市民意識調査の回答≫ ・男女の役割や地位に関する意識 ①「社会通念・慣習・しきたり」について『平等になっている』と回答した割合	(2019年調査時)  11.5%	(次回調査時)  25%以上
②「家庭生活」について『平等になっている』と回答した割合	29.1%	40%以上

《参考》 市民意識調査「社会通念・習慣・しきたり」及び「家庭生活」に対する考え方

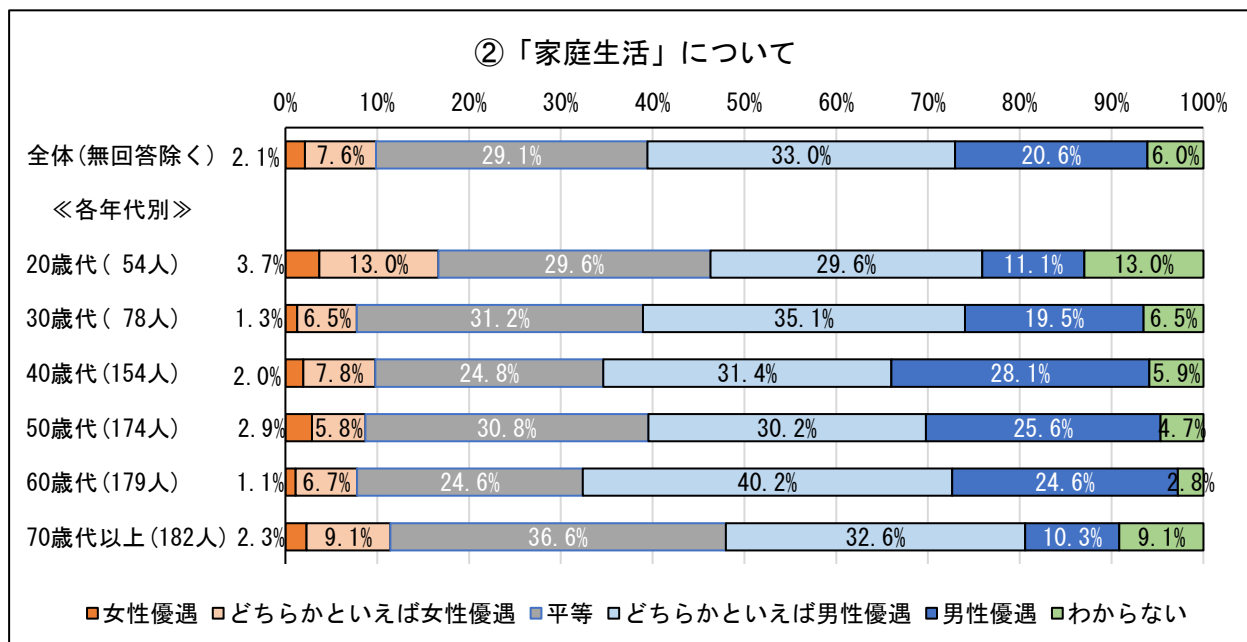
①「社会通念・慣習・しきたり」に対する考え方の全体及び各年代別割合



資料：男女共同参画に関する市民意識調査

「平等」の割合は、最も高い20歳代で22.2%。他の年代ではすべて2割を下回る。「男性優遇」と「どちらかといえば男性優遇」を合わせると7割から8割程度に達し（20歳代では5割程度）、男性優遇になっていると感じているものが圧倒的に多い。

②「家庭生活」に対する考え方の全体及び各年代別割合



資料：男女共同参画に関する市民意識調査

どの年代でも「平等」と答えたものは3、4人に一人程度。「男性優遇」と「どちらかといえば男性優遇」を合わせると4割から6割程度に達し、男性優遇になっていると感じているものが多い。

## ●重点目標 2 多様な選択を可能にする教育・生涯学習の充実

### 現状

生涯学習講座等を通して男女共同参画に関する理解を深め、家庭における固定的な性別役割分担意識の解消を図ると共に、家庭教育に関する情報提供・相談等を行っています。

また、学校と連携し、「赤ちゃん抱っこ体験学習」や「合宿通学」といった経験を通して、若年層に対する男女共同参画意識の醸成を図っています。



《赤ちゃん抱っこ体験学習の様子》

### 課題

保育や教育活動を通じて、子どもたちの男女共同参画に対する意識を育むことが重要です。そのためには、男女共同参画について学ぶことのできる機会を提供するとともに、保育・教育に携わる職員のほか、保護者に対する意識の高揚を図るため、保護者のニーズや意見を取り入れながら、効果的な事業を進めていくことが必要です。

また、すべての人が互いの違いを認め、多様性を尊重し合う社会の実現に向けた推進活動に取り組んでいくことも重要です。

### 施策の方向

#### (1) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

- ・性別にとらわれない講座や教室を通して男女共同参画意識を醸成し、男女が共に暮らしやすい家庭環境の実現を目指します。
- ・社会教育指導員による家庭教育支援事業を実施します。
- ・家庭教育に関する情報提供や情報を共有できるような体制を整備します。

主な施策	概要	担当課
コミュニティセンター講座	講座を通して、男女共同参画の意識を醸成する。性別にとらわれない講座や教室等を企画・実施し、男女が共に住みよい家庭環境の推進を図る。	まちづくり推進課 (各コミュニティセンター) 生涯学習スポーツ課
心の家庭教育支援事業	家庭教育に関する情報提供や相談活動を通して、保護者が家庭教育に関わることの大切さについて啓発を行う。	生涯学習スポーツ課
子どもの読書活動推進事業	家族で参加できる講座やおはなし会を実施し、男女共同参画意識の啓発を行う。	図書館

## (2) 学校・保育園等における男女平等の教育

- ・学校教育や保育の活動を通して、男女共同参画の意識を育むことができるよう、一人ひとりの個性や能力を大切にした教育の推進に努めます。また、性別にとらわれない遊びや経験を通して、思いやりの心を育てます。
- ・保育園から小中学校まで発達段階に応じた男女共同参画の教育ができるよう、研修等により保育・教育に携わる職員の男女共同参画意識の高揚に努めます。

主な施策	概要	担当課
学校教育と連携した男女共同参画の推進	「赤ちゃん抱っこ体験学習」や出前講座等を通して、教育活動の中で実体験することで、若年層からの男女共同参画の意識付けを図る。	男女共同参画推進室
男女共同参画に関する教育の推進	保育・教育活動を通して、男女平等、相互の理解・尊重・協力等男女共同参画意識の育成を推進する。	保育課 学校教育課
個性に応じたキャリア教育の推進	児童生徒が主体的に進路を選択する能力が身に付けられるよう、発達段階に応じた進路指導や職場体験を行う等、個性に応じたキャリア教育を推進する。	学校教育課
合宿通学事業	食事の用意・後始末、洗濯等を協力して成し遂げる体験を通して、男女の区別なく個々の可能性を生み出す機会を創出する。	生涯学習スポーツ課

## (3) 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

- ・生涯学習事業を広く積極的に推進する中で、男女共同参画の視点を育成します。
- ・個人や夫婦等、誰もが参加しやすいよう、講座の内容、時間、託児所の開設等を考慮し、学習環境を整備します。

主な施策	概要	担当課
コミュニティセンター講座（再掲）	講座を通して、男女共同参画の意識を醸成する。性別にとらわれない講座や教室等を企画・実施し、男女が共に住みよい家庭環境の推進を図る。	まちづくり推進課 （各コミュニティセンター） 生涯学習スポーツ課
子ども会育成事業	性別に関係なく参加しやすい内容を企画し、子ども会活動の活性化を図る。	生涯学習スポーツ課

## ●重点目標3 メディアにおける男女の人権の尊重

### 現状

新聞、テレビ、インターネットや刊行物等のメディアによってもたらされる情報が、社会や人々の意識・行動に与える影響は大きく、市からの情報発信については、行政刊行物ガイドラインに基づき、性別にとらわれない表現の促進に努めています。

広報紙「広報さかい」においては、性別役割分担意識の解消を目指して、男女関係なく家族で家事・育児・介護に取り組むことをテーマとした特集記事を掲載する等、市民に対して男女共同参画の啓発を行い、意識の定着を促しています。



《男性の家事・育児を特集した広報紙》

### 課題

新たな表現の仕方・在り方・意味合いを認識し、各広報媒体において正確で分かりやすい情報となるよう配慮しながら、性別にとらわれない表現を行っていく必要があります。

### 施策の方向

#### (1) メディアにおける男女共同参画の推進

- ・性差別を助長するような内容等について、敏感な視点をもって適切な表現に努めます。
- ・固定観念にとらわれない男女共同参画意識を浸透させるため、メディアを通じた普及啓発に努めます。

主な施策	概要	担当課
広報広聴事業 行政チャンネル運営事業 ホームページ運営事業	広報紙、行政チャンネル及びホームページ等の広報媒体を有効に活用し、男女共同参画の視点に基づいた編集や情報発信を行う。	秘書広報課



**広志パパのまいにち**  
～平日ver.～

6:50 ..... いってきます！  
仕事に行く時間、心斎ちゃんは夢の中…。起こさないように、毎日そーっと出勤します。ごみ捨ても忘れせん！心斎ちゃんの保育園準備や送迎は、ママの担当です。

**仕事**

19:00 ..... ただいま！  
ママが大変なときには、家族3人分の夕食を作ります。冷蔵庫にあるものを見て、ほぼつとメニューを決定。心斎ちゃんやママからのリクエストにも応えちゃう/ひは、本村家の献立シェフ！

20:00 ..... **お風呂タイム！**  
心斎ちゃんが寝まれて、病院を退院した日からずっと、入浴はひはの担当！その間にママは食器洗などの家事を済ませてしまいます。

20:30 ..... **寝る前のリラックス時間！**  
入浴後は、テレビを見たり、心斎ちゃんと遊んだり、リビングで家族3人ゆっくり過ごします。

21:00 ..... **一筋縄ではいかない妻かしつけ！**  
心斎ちゃんが落ちついて寝られるように、指っこや強い寝など、状況に合わせて妻かしつけの方法を工夫しています。

22:00 以降 ..... **貴重な夫婦時間！**  
心斎ちゃんが早く寝た日は、夫婦共入浴の時間を。くだらない話から、生活の相談とまで、いろいろな話をします。保育園の大切な情報も、この夫婦時間に貰えます。



**パパは我が家のヒーロー**  
～家事も育児も我が家スタイル～

**夏渡ママの声**  
家事・育児に対して、すごく協力的でとっても嬉しく思っています。娘が新生児のときから頼りがいがあり、パパのおかげで育児に測る不安は少ないです。娘にとっては、甘えさせてくれる存在で、笑顔があるとじゃれ合ってますね。休日も一緒に遊んで、楽しい時間も共有しています！

**夫婦二人三脚で**  
夫は仕事も、よくコミュニケーションを取りながら、協力して家事・育児をしています。お互いが寄り添い合うことで、夫婦円満にもなっています。

**夫婦二人三脚で**  
夫は仕事も、よくコミュニケーションを取りながら、協力して家事・育児をしています。お互いが寄り添い合うことで、夫婦円満にもなっています。

**突撃！市内のパパさん！**  
家事や育児を楽しんでいるパパに「どんな平日を過ごしているのか」お話を伺いました！

取井市在住  
本村 広志 パパ (30)  
夏渡 ママ (25)  
心斎ちゃん (3) 一家

《広報さかい 2019年10月号での父親の家事・育児特集(内容抜粋)》

(2) 行政の広報・出版物等における性別にとらわれない表現の促進

- ・男女共同参画の視点に立った表現の推進のため、広報紙やパンフレット、ポスター等の用語やイラスト、写真等の表現について、性別にとらわれない適切な表現に努めます。
- ・性的指向・性自認に対する偏見や差別が起こらないよう、ジェンダー平等の視点から広報等の作成に配慮します。

主な施策	概要	担当課
広報広聴事業 行政チャンネル運営事業 ホームページ運営事業	広報紙、行政チャンネル及びホームページ等の広報媒体において、性別にとらわれない表現を行う。	秘書広報課
男女共同参画の視点に立った表現の推進	学校や保育園等で配布する連絡文書や、コミュニティセンター講座のチラシ等の作成時において、性別にとらわれない表現に努める。	男女共同参画推進室 まちづくり推進課 (各コミュニティセンター) 保育課 学校教育課

## 基本目標Ⅱ 参画する



平成 27 年（2015 年）の国勢調査では、坂井市の共働き率は 62.8%、女性の就業率も 55.0% と平成 22 年（2010 年）の調査と比べると、働く女性の割合は増加傾向にあります。

しかしながら、政策・方針決定の場への女性の参画は十分とはいえないため、指導的地位への女性の参画を拡大するためにも、社会制度や慣行がどちらか一方に不利に働くような状況、固定的な性別役割分担意識、偏見等により生じた男女の社会的状況の格差の解消に取り組まなければなりません。

近年では、就労形態が多様化し、以前より働き方の選択肢は増えてきましたが、依然として女性は子育て・介護等の役割を担っており、負担も大きくなっています。そのような現状を踏まえ、すべての男性が子育て・介護等に参加できるよう環境整備を一層推進し、職場における働き方・マネジメントのあり方を見直していく必要があります。

また、頻発する災害に備えて、地域防災計画等の防災施策に男女共同参画の視点を取り入れ、地域の防災現場への女性の参画や、防災を担う女性リーダーの育成を促進していく必要があります。

男女共同参画社会の実現のためにも、働く男女がそれぞれにおいて、ワーク・ライフ・バランスが保たれる環境づくりが必要です。

### 【労働力率の比較】

	共働き率	
	H22	H27
坂井市	61.2%	62.8%
福井県	56.8%（全国 1 位）	58.6%（全国 1 位）
全国	45.4%	47.6%

	就業率					
	H22			H27		
	男	女	計	男	女	計
坂井市	70.7%	53.7%	61.8%	71.0%	55.0%	62.6%
福井県	69.1%	50.9%	59.6%	68.9%	52.6%	60.4%
全国	68.3%	47.1%	57.3%	67.4%	48.3%	57.5%

資料：平成 22 年・27 年 国勢調査



## ●重点目標 4 あらゆる分野への男女共同参画の促進

### 現状

市内で活躍する女性を応援し、女性が個性と能力を発揮できる社会を目指すため、さかい男女共同参画ネットワークとの連携や女性の人材育成につながる学びの機会の充実に努めています。

しかし、事業所への意識調査では、部長や役員といった管理職に女性が就いている割合が低く、市においても、審議会・委員会への女性登用率40%を目標としていますが、令和2年(2020年)現在は28.8%に留まり、女性登用率は低い状況にあります。



《男女共同参画ネットワーク研修会の様子》

### 課題

各団体と連携して男女のバランスがとれた登用と共に、幅広い分野で女性がより一層活躍できるような環境を整える必要があります。

また、女性の登用に積極的な企業・団体の事例を周知する等、女性活躍の機運の醸成やノウハウの共有を図る必要があります。

特に、地域・企業・団体等における女性の参画について、町内会や自治会のリーダーの多くは、いまだに男性が担っています。意識調査においては、管理職の女性の割合は低く、0人の事業所もありました。また、市の審議会等への女性の参画についても、女性登用率は福井県(平成30年度(2018年度)末、35.3%)を下回っております。

活力ある地域社会づくりのために、女性の意見を取り入れ、反映することができるよう、あらゆる分野での女性の参画拡大を進めていくことが重要です。

## 施策の方向

### (1) 地域・企業・団体等における女性の参画の促進 女性活躍 ★ 重点

- ・地域・企業・団体と協力して、女性が活躍できる体制づくりを働きかけます。
- ・企業や団体等へ男女共同参画に関する情報等を提供し、女性の管理職登用の促進を図ります。

主な施策	概要	担当課
交通安全母の会・交通指導員会への参画促進 防犯隊の女性部隊の編制、運用	交通安全教室や街頭啓発の機会に、活動状況を広報し、新規構成員の参画を図る。 防犯隊への女性隊員の加入の促進や女性を支隊長とする部隊編制、活動の支援を行う。	安全対策課
地域活動への参加促進	各種団体における地域活動で、男女が共に参加できるように促す。	まちづくり推進課 (各コミュニティセンター)
男女共同参画に関する情報提供	国や県、市等の男女共同参画に関する情報をホームページ等で提供する。	男女共同参画推進室
消費者団体連絡協議会への男性の参加促進	消費者団体連絡協議会の活動に関して理解を深めてもらうため、広く周知を行い、男性の参加促進を図る。	市民生活課

### (2) 女性の人材育成と情報の提供 女性活躍

- ・女性のエンパワーメント（※6）促進のための学習機会の充実や、女性団体の育成に努めます。

主な施策	概要	担当課
職員研修事業	研修計画や研修情報を発信し、女性職員の積極的な参加を推進する。	職員課
女性リーダーの育成	さかい男女共同参画ネットワークと連携し、団体及び女性リーダーの育成に努め、情報の共有を図る。	男女共同参画推進室

### (3) 審議会等への女性の参画の促進 女性活躍 ★ 重点

- ・施策の方針決定の場に多様な価値観や発想を反映していくため、市の審議会・委員会等の委員への女性の積極的な登用促進を図ります。

主な施策	概要	担当課
女性登用率調査	審議会等への女性の参画について、積極的な登用、委員選出方法の見直し、推進計画書の作成等を各所管課へ働きかける。	男女共同参画推進室

※6：よりよい社会へ変えていく力、責任を持った主体として社会を築いていく力を身につけること。特に女性の場合、あらゆる分野において自分たちのことは自分で決め、行動できるようパワーアップしようとする事。

《参考》

◆坂井市各審議会・委員会の女性の登用率

区分	設置数	委員現計（人）			女性の比率（%）
		男	女	計	
行政委員会	6	57	6	63	9.5
法律・条例に基づく審議会・委員会等	33	273	116	389	29.8
規則・要綱等に基づく審議会・委員会等	10	121	60	181	33.1
計	49	451	182	633	28.8

（令和2年（2020年）4月1日現在）

資料：庁内登用率調査

◆坂井市議会における女性議員の割合

区分	委員現計（人）			女性の比率（%）
	男	女	計	
市議会	23	3	26	11.5

（令和2年（2020年）4月1日現在）

資料：庁内登用率調査

（4）行政等における女性職員の登用拡大

- ・女性の積極的な職域拡大、キャリア形成を推進します。
- ・職員一人ひとりの能力や実績に応じた職務分担、待遇、昇格における男女平等を推進します。

主な施策	概要	担当課
働き方改革推進事業 職員人事・採用事業	女性活躍推進法による「特定事業主行動計画」に基づき、積極的に女性の管理職登用を推進する。	職員課
職員研修事業（再掲）	研修計画や研修情報を発信し、女性職員の積極的な参加を推進する。	職員課

《参考》

◆市職員の管理職の在職状況

職員総数	男性（人）	女性（人）	うち一般行政職		
			総数(人)	男性（人）	女性（人）
833	320	513	689	267	422

管理職総数	うち女性管理職数（人）	女性比率（%）	うち一般行政職		
			管理職数（人）	うち女性管理職（人）	女性比率（%）
126	48	38.1	93	24	25.8

（令和2年（2020年）4月1日現在）

資料：定員管理調査

## 数値目標

指標	現状(2020年)	目標(2025年)
審議会・委員会等への女性登用率	28.8%	40%以上
女性のいない審議会・委員会	8.2%	0%
女性の管理職の割合	①管理的地位にある職 35%	坂井市特定事業主行動計画の 目標値(※7) ①管理的地位にある職 25%以上維持
	②課長職以上 15.8%	②課長職以上 10%以上
	—	③部長職への女性登用

※7: 国や地方自治体の機関等の特定事業主に対して策定が義務付けられ、坂井市は平成18年度に策定以降、現在、第四次(計画期間: 2019年度~2021年度の3年間)計画を運用。目標値として2021年度末まで設定しており、2022年度より見直し予定

## ●重点目標5 働く喜びを分かち合える職場づくり

### 現状

市の女性の共働き率・就業率は約6割と高いにも関わらず、市民意識調査では家事や育児・介護等は、主に女性の役割だと考えている人が多い結果となっており、働く女性にとって大きな負担となっています。

市では、企業等において女性が能力を十分に発揮して活躍できるよう、意識の高揚と資質向上を図るため、女性のキャリアアップを支援するセミナーや講座の開催、働く女性のネットワークの強化、グループ活動の活性化を図っています。

また、市内企業の活性化や働く人たちのワーク・ライフ・バランスの推進のため、官民協働による「イクボス」の推進・普及に取組み、働き方改革や女性活躍につながる事業を実施しています。



《坂井市イクボス共同宣言の様子》

### 課題

働く女性のニーズに合わせた支援策や、幅広い年代の女性が参加できる事業の充実を図る必要があります。

## 施策の方向

### (1) 均等な雇用の機会と待遇確保の推進 女性活躍

- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む企業等と協働し、働きやすい職場環境の充実につながる「イクボス」の推進に取り組めます。
- ・男女の均等な雇用の機会と待遇確保のため、雇用に関する法律・制度、雇用情報の提供に努めます。

主な施策	概要	担当課
イクボス共同宣言	働き方改革と従業員のワーク・ライフ・バランスを推進する「イクボス宣言企業」の拡大に努める。	男女共同参画推進室
イクボス推進事業	ワーク・ライフ・バランスの推進とともに、女性により活躍できる職場環境の充実へとつながる「イクボス」の推進に努める。	男女共同参画推進室
雇用に関する情報の提供	関係機関と連携し、雇用につながる求人情報をはじめ、労働者と事業主間の待遇確保やトラブル発生時の解決に向けた援助制度等、適正な情報提供に努める。	商工労政課

### (2) 能力開発及び能力発揮のための支援

- ・女性の活躍を応援する学びの機会や相談会等を開催します。
- ・ふくい若者ステーション及びふくいジョブカフェ等と連携し、就業意識の醸成や能力開発等の支援を行います。

主な施策	概要	担当課
学び女史プログラム	働く女性のキャリアアップやワーク・ライフ・バランスの充実に支援するセミナーを開催する。	男女共同参画推進室
農業女史プログラム	女性農業者の次世代リーダーの育成や、農業で新たなチャレンジを行う女性の取組みの促進、農業・農村の活性化につながる女性の経営・社会参画を推進する。	男女共同参画推進室
離職者・求職者支援出張相談会	就業支援のセミナーや相談会のほか、起業を目指す女性に対する情報発信等を行う。	商工労政課



### (3) 働く女性の母性保護の推進

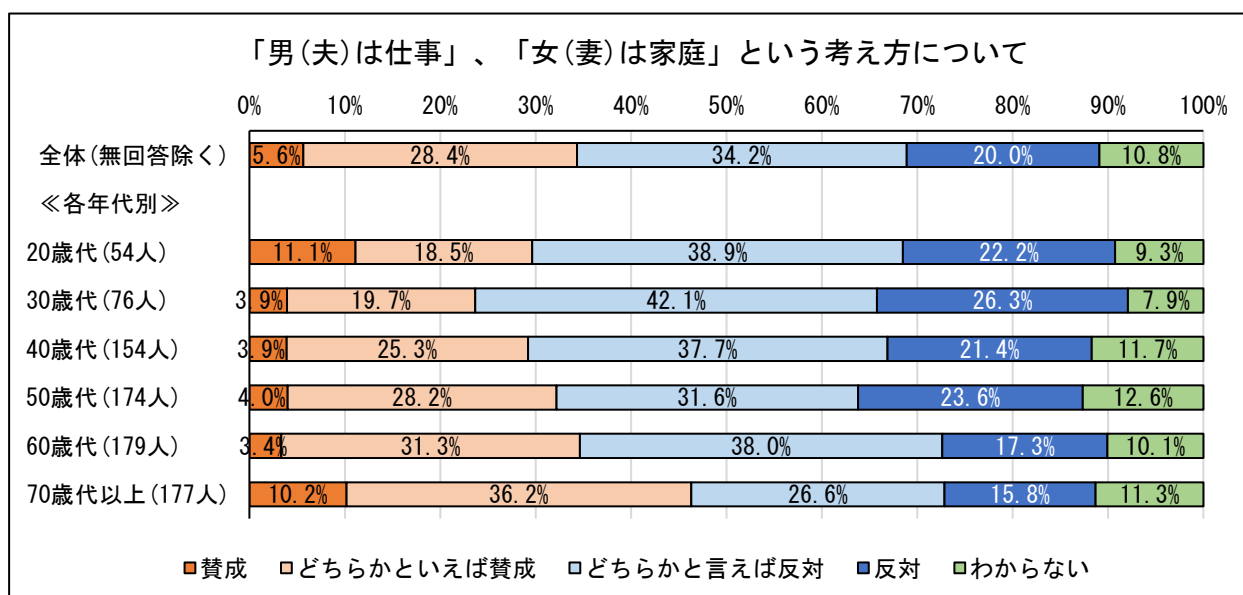
- ・不利益な扱いを防ぐため、母性保護に関する法制度等について、事業主に対する周知に努めるとともに、職場での理解促進を図ります。

主な施策	概要	担当課
育児休業制度等の企業への啓発推進	市内の中小企業向けに、育児休業取得の代替要員を確保し、休業取得者を元職に復帰させた場合、事業所に助成金を交付する支援制度について、福井労働局やハローワーク等に周知を行う。	商工労政課

## 数値目標

指標	現状(2020年)	目標(2025年)
女性活躍推進講座参加人数	20人	(2020年~2025年延べ人数) 200人
「イクボス宣言企業」事業所数	63企業	80企業
「イクボス宣言企業」における男性の育休取得事業所数	(2019年:事業所対象調査) 5企業	15企業
≪市民意識調査の回答≫ ・男女の役割や地位に関する意識 「男(夫)は仕事」、「女(妻)は家庭」という考え方に対する『反対』の割合	(2019年:調査時) 20%	(次回:調査時) 30%以上

≪参考≫ 市民意識調査「男(夫)は仕事」、「女(妻)は家庭」という考え方に対する全体及び各年代別割合



資料：男女共同参画に関する市民意識調査

年齢が高くなるにつれて、「どちらかといえば賛成」の割合が高くなっており、「家庭のことは女性」という意識が根強い。



## ●重点目標6 やすらぎを感じ合える豊かな暮らし

### 現状

長時間労働や転勤が当然とされている男性中心型労働慣行が依然として根付いており、働きたい女性が仕事と家庭を両立しづらく、思うように活躍できない状況にあります。

女性活躍加速化アンケート（事業所）では、フレックスタイムや在宅勤務制度のような柔軟な働き方や、男女の役割分担意識に基づく慣行の見直しといった職場環境の充実に向けた改善策に対して、まだ十分な検討に至っていない事業所が多くなっています。市では、子どもを持つ働く女性のために、就労形態に対応した様々な子育て支援事業の充実を図っています。



《坂井市特定事業主行動計画》

### 課題

仕事と家庭の両立だけではなく、心身の健康を保持し、家族との時間を共有する中で、心豊かで健康的な生活を送るためにも、長期継続雇用、長時間労働や転勤等を当然とする働き方を前提とした男性中心型労働の見直しを行う必要があります。

特に、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた雇用環境の整備・社会的支援について、国や県でも育休取得の推進や、働き方改革に取り組んでいます。事業所のアンケート調査では、働き方の見直しに対する取組みとして、「長時間残業の削減」や「有給休暇取得の推進」については取組んでいる事業所の割合が高くなっている一方で、男性の育児休業や介護休暇の取得等の柔軟な働き方の導入に対しては、「行っておらず検討もしていない」と回答する割合が高く、雇用環境の整備や社会的支援を重点的に取組む必要があります。

#### 【ワーク・ライフ・バランスを可能とする働き方の見直しについての状況(単一回答)】

	行っている	以前行っていたが今は行っていない	行っていないが検討中	行っておらず検討もしていない	無回答	合計
① 長時間残業の削減（ノー残業デー等の意識啓発）	53.7%	2.4%	29.3%	12.2%	2.4%	100.0%
② 長時間残業の削減（業務改善や効率化等の取組み）	75.6%	3.7%	15.9%	3.7%	1.2%	100.0%
③ 育児・介護目的に限らず、フレックスタイムや在宅勤務制度等の柔軟な働き方の選択肢を増やす取組み	31.7%	1.2%	28.0%	34.1%	4.9%	100.0%
④ 男女の役割分担意識に基づく慣行の見直しなど職場風土の改善	23.2%	2.4%	24.4%	43.9%	6.1%	100.0%
⑤ 男性の育児休業や介護休暇取得を推進する取組み	25.6%	0.0%	25.6%	41.5%	7.3%	100.0%
⑥ 柔軟な働き方を選択した人に対応したキャリアプランやキャリア形成の方針の明確化	17.1%	2.4%	34.1%	40.2%	6.1%	100.0%
⑦ 管理職の評価へのワーク・ライフ・バランスの取組みに関する項目設定	19.5%	1.2%	34.1%	37.8%	7.3%	100.0%
⑧ 働き方に関する管理職へのマネジメント研修	34.1%	2.4%	35.4%	24.4%	3.7%	100.0%
⑨ 有給休暇取得を推進する取組み	76.8%	0.0%	17.1%	4.9%	1.2%	100.0%

資料：坂井市女性活躍加速化アンケート調査

## 施策の方向

### (1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた雇用環境の整備・社会的支援

女性活躍

★重点

- ・労働条件の改善、各種休業制度の普及を図ります。
- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、企業、組織、行政、各種団体等の協働による職場環境の充実に努めます。

主な施策	概要	担当課
イクボス共同宣言 (再掲)	働き方改革と従業員のワーク・ライフ・バランスを推進する「イクボス宣言企業」の拡大に努める。	男女共同参画推進室
イクボス推進事業 (再掲)	ワーク・ライフ・バランスの推進と共に、女性がより活躍できる職場環境の充実につなげる「イクボス」の推進に努める。	男女共同参画推進室
働き方改革推進事業	女性活躍推進法による「特定事業主行動計画」に基づき、休暇の取得促進や朝型勤務制度(ゆう活)等の導入による業務の効率化を図り、職員の士気向上に努める。	職員課

### (2) 多様なライフスタイルに対応した支援策の充実

- ・ワーク・ライフ・バランスの考え方や多様な選択肢の存在、それを支える法制度やサービス等について啓発を行います。
- ・家庭生活とその他の活動のバランスがとれるよう支援策の充実に努めます。
- ・多様な働き方を支える保育サービス等の充実に努めます。

主な施策	概要	担当課
子育てに関する支援事業	<p>一時預かりや相談会・交流会を実施し、多様化した就労形態に対応した子育て支援の充実に努め、保護者の精神的負担の軽減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すみずみ子育て支援委託事業</li> <li>・子育て支援センター事業</li> <li>・地域子育て支援拠点委託事業</li> <li>・放課後児童対策事業</li> <li>・病児病後児保育委託事業</li> <li>・利用者支援事業 等</li> </ul>	<p>子ども福祉課 保育課</p>

## ●重点目標7 安心して子育て・介護ができる環境整備

### 現状

市民意識調査の家事・育児・介護の役割について、理想では「夫婦同程度」の回答が多いにも関わらず、実際は女性がその多くを担っているような結果となっています。

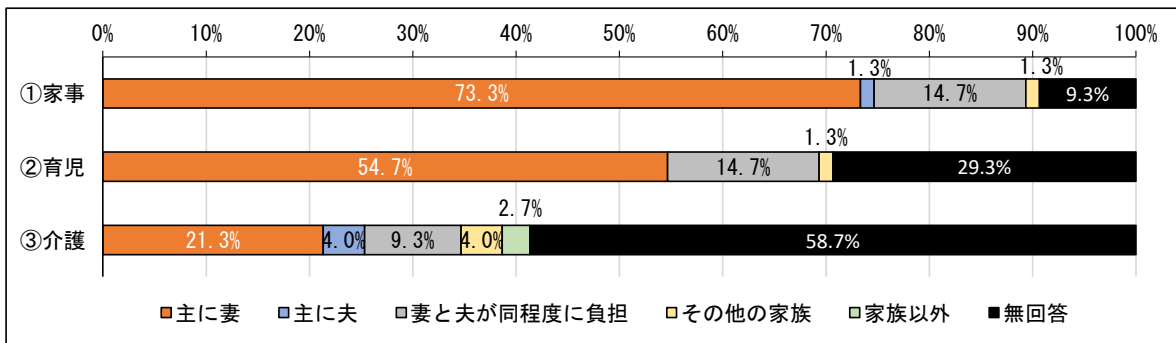
市では学校や地域と連携しながら、性別に関りなく、互いに協力して家庭や地域・職場等で役割を担っていけるよう、男女共同参画の意識を高める事業を行っています。

また、これまで以上に男性の積極的な参加が得られるよう、家事や子育て等への参画意識の浸透に取り組んでいます。



《霞の郷 DE かぞくデイの様子》

### ◆女性社員と配偶者の家事・育児・介護の分担状況



回答者数：75人

資料：坂井市女性活躍加速化アンケート調査

### 課題

家事や育児等は、男女が共に協力して携わるという意識を浸透させ、家庭や職場、地域等あらゆる分野において理解を求めることが重要です。そのためにも、子育て・介護をしている当事者以外にも、意識啓発をしていく必要があります。

## 施策の方向

### (1) 家事・育児・介護に対する男女の共同責任 女性活躍 ★ 重点

- ・男女が協力して家庭生活を支える意識を定着させ、それぞれの家庭のスタイルに合った、楽しく生きがいのある家庭づくりを支援します。
- ・男女が互いに協力しながら、家事・育児・介護を担うことの必要性を理解し、参画していく意識改革につながるよう、学びの機会の充実に努めます。

主な施策	概要	担当課
育児休業取得支援	「特定事業主行動計画」に基づき、子どもが生まれた男性職員へ「子育て応援ブック」を配布し、育児休業、介護休暇について周知を図ると共に、「育児参加計画書」の提出を義務付けし、育児休暇取得を促す。	職員課
学校教育と連携した男女共同参画の推進（再掲）	「赤ちゃん抱っこ体験学習」や出前講座等を通して、教育活動の中で実体験することで、若年層からの男女共同参画の意識付けを図る。	男女共同参画推進室
男性の家事・育児参画推進事業	男性の家事・育児への参画を促進し、家族のコミュニケーションを図ることを目的に、父子対象の事業に対して支援を行う。	男女共同参画推進室
家事・育児・介護等に対する参画促進	妊娠期から子育て期全般、高齢者の介護に関わる時期を通して、男女が共に参画する意識を促進するための知識や対処法を学ぶ機会を提供する。	子ども福祉課 健康増進課 高齢福祉課

## (2) 男女が共に参画する福祉のまちづくりの促進 女性活躍

- ・ 専門相談員の配置や地域子育て支援拠点施設の充実等、子育て支援の充実に努めます。
- ・ やむを得ない事由により、家庭で育児を行うことが困難な子育て家庭の乳幼児を預かり、精神的負担の軽減を図ります。
- ・ 在宅で介護している家族等の体力・精神的負担を軽減できるよう、介護支援の充実に努めます。

主な施策	概要	担当課
子育てに関する支援事業（再掲）	<p>一時預かりや相談会・交流会を実施し、多様化した就労形態に対応した子育て支援の充実に努め、保護者の精神的負担の軽減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ すみずみ子育て支援委託事業</li> <li>・ 子育て支援センター事業</li> <li>・ 地域子育て支援拠点委託事業</li> <li>・ 放課後児童対策事業</li> <li>・ 病児病後児保育委託事業</li> <li>・ 利用者支援事業 等</li> </ul>	子ども福祉課 保育課
在宅介護者への支援事業	<p>身近な相談窓口である地域包括支援センターの体制と介護者への支援の充実に努め、介護者の負担軽減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域包括支援センター運営事業</li> <li>・ 家族介護者教室、家族介護者交流会</li> <li>・ すこやか介護用品支給事業</li> <li>・ 在宅介護ほっとひといき支援事業 等</li> </ul>	高齢福祉課

## (3) 男女が共に参画する地域づくりの促進

- ・ 誰もが生き生きと暮らすことができ、相互協力のある地域社会をつくるため、地域全体で支え合う体制づくりを図ります。

主な施策	概要	担当課
学校教育と連携した男女共同参画の推進（再掲）	「赤ちゃん抱っこ体験学習」や出前講座等を通して、教育活動の中で体験することで、若年層からの男女共同参画の意識付けを図る。	男女共同参画推進室
男性の家事・育児参画推進事業（再掲）	男性の家事・育児への参画を促進し、家族のコミュニケーションを図ることを目的に、父子対象の事業に対して支援を行う。	男女共同参画推進室
地域活動に対する男女共同参画の推進	まちづくり協議会の活動を通して、男女が共に活動できる場の提供や活動支援に取り組む。	まちづくり推進課



## ●重点目標8 農林漁業及び商工等自営業における男女共同参画の確立

### 現状

農林漁業を支える女性グループや新たなチャレンジを行う女性に対して、各種補助事業の紹介や導入支援といった経営の安定、生産販売収益向上を目指すための活動を支援しています。

しかしながら、地域や関連団体等における方針決定過程への参画は、いまだ少ない状況となっています。



《農業女史によるマルシェの様子》

### 課題

若い世代の女性農林漁業者のネットワーク強化やグループ活動の活性化のためにも、ニーズに合わせた取組みや、将来の担い手の確保が重要となります。

また、地域・職域において、女性の能力、役割を十分発揮できる活動の促進や環境整備が必要です。

### 施策の方向

#### (1) 地域における男女共同参画の視点からの慣習・しきたりの見直し

- ・農林漁業及び商工等自営業における男女共同参画の視点からの慣習・しきたり・固定的な役割分担意識を見直す機会を提供します。

主な施策	概要	担当課
出前講座	固定的な役割分担意識に基づく慣習やしきたりを見直すために、市の男女共同参画推進委員会を中心とした地域への出前講座を実施する。	男女共同参画推進室
農業振興に関する事業	農業者に指導等をする組織・団体等の協力を得ながら、性別に関係なく農業に携わる人材の育成・確保に努め、農業の活性化を図る。	農業振興課

## (2) 女性の主体性を生かす就業条件の整備 女性活躍

- ・女性の経済的自立と就業条件を整備します。
- ・経営方針や地域計画の方針決定の場への女性の参画や、女性の能力発揮と活動を促進するための支援体制を強化します。
- ・起業や就職をして希望をかなえたいと思う女性のニーズに合わせた支援を行います。
- ・それぞれの家庭スタイルに合った生産・営業活動と家庭活動の両立支援策の充実を図ります。

主な施策	概要	担当課
学び女史プログラム (再掲)	働く女性のキャリアアップやワーク・ライフ・バランスの充実を支援するセミナーを開催する。	男女共同参画推進室
農業女史プログラム (再掲)	女性農業者の次世代リーダーの育成や農業で新たなチャレンジを行う女性の取組みの促進、農業・農村の活性化につながる女性の経営・社会参画を推進する。	男女共同参画推進室
女性の農林漁業団体・委員への支援	農林漁業を支える女性グループに対し、助言や支援を行う。また、各種研修会への参加に対する補助を行い、担い手育成に向けた個人の資質向上を図る。	農業振興課 林業水産振興課 農業委員会
子育てに関する支援事業 (再掲)	一時預かりや相談会・交流会を実施し、多様化した就労形態に対応した子育て支援の充実に努め、保護者の精神的負担の軽減を図る。  ・すみずみ子育て支援委託事業 ・子育て支援センター事業 ・地域子育て支援拠点委託事業 ・放課後児童対策事業 ・病児病後児保育委託事業 ・利用者支援事業 等	子ども福祉課 保育課



## ●重点目標9 国際理解と交流の推進

### 現状

英国カーディフ市との国際交流事業を通して、異なる言語、社会、文化、生活習慣の違いを超えた国際理解の機会を創出し、男女共同参画社会への理解を深めています。また、外国の文化に触れる講座やイベントを通して、国際理解を深める学習機会の充実を図っています。



《英国招へい事業の様子》

### 課題

多様化する国際社会への理解を深めるため、国際交流を通じた男女共同参画意識を育む学びの機会や交流事業の充実に努め、国際的な視点による男女共同参画を推進する必要があります。

### 施策の方向

#### (1) 国際理解のための学習の推進

- ・国際交流、国際社会等に関する学習機会の充実を図り、地域に暮らす外国籍の市民との相互理解や多文化共生社会への理解を育みます。

主な施策	概要	担当課
国際理解を深める学習機会の提供	外国文化に触れるイベントや外国語講座を開催する自主グループの活動支援を行い、国際交流等に関する学習機会を提供する。	生涯学習スポーツ課

#### (2) 国際交流の推進

- ・海外諸地域との交流事業を通じて、生活習慣等の違いに対する国際理解の推進を図ります。

主な施策	概要	担当課
国際交流推進事業 ・英国派遣事業 ・英国招へい事業	市内中学校の生徒と英国カーディフ市の生徒との相互交流を行い、ホームステイや授業参加を通して国際的な視野を広め、互いの違いに対する理解を深める。	生涯学習スポーツ課

## ●重点目標 10 男女双方の視点を生かした取組みの推進

### 現状

まちづくり協議会や地域の防災活動等の政策や方針決定過程の場に、女性が参加しやすい仕組みづくりを推進し、男女双方の視点に配慮できるよう努めています。

また、まちづくりの推進や防災における女性の意見を積極的に取り入れ、地域の女性の協力を得やすい雰囲気づくり等の工夫を凝らし、積極的な参画を促しています。



《まちづくり協議会での避難所開設運営訓練》

### 課題

従来の慣習や固定的な役割分担意識をなくすためにも、継続して各団体や組織に対する啓発や取組みを推進していく必要があります。

特に防災（復興支援を含む）について、災害等の非常時にはジェンダーに起因する諸課題が一層顕在化します。そのため、いつ起きてもおかしくない災害に備え、防災訓練や避難所運営において女性の参画が積極的に行われ、平常時から防災・復興施策に男女共同参画の視点を取り入れられるよう重点的に取り組む必要があります。

### 施策の方向

#### （１）防災（復興支援を含む）における推進 ★ 重点

- ・防災会議・災害対策会議において、災害時における男女のニーズの違いを把握し、男女双方の視点に十分に配慮した政策・方針の決定を行います。
- ・いつ起きてもおかしくない災害に備え、防災講習会や防災訓練を通して、防災・災害復興における女性参画の必要性を呼びかけます。

主な施策	概要	担当課
防災訓練 出前講座	災害対策決定の場や防災活動の場に女性が参加できる仕組みづくりを推進し、災害時において男女双方の視点に配慮できるように努める。	安全対策課
男女共同参画の視点に 立った防災研修	男女共同参画の視点を取り入れた、安全・安心な避難所運営や復興に向けた課題について学習し、リーフレット等を活用した防災への意識醸成を図る。	男女共同参画推進室

## (2) 地域おこし、まちづくりにおける推進

- ・まちづくり協議会をはじめとした地域住民が参加する活動の計画、政策決定過程への女性の参画の啓発を行います。

主な施策	概要	担当課
コミュニティセンター活動	コミュニティセンターを地域づくりの活動拠点として、性別・年齢に関わらず効率的な活用を図り、まちづくりに対する男女共同参画を促す。	まちづくり推進課 (各コミュニティセンター)
女性の参画推進	まちづくり協議会等の活動における政策・方針決定過程への女性参画や、役員改選期に向けた女性の登用を促す。	まちづくり推進課

## (3) 環境保全における推進

- ・環境保全及び環境衛生分野での計画、政策決定過程への女性の参画の拡大を図ります。

主な施策	概要	担当課
多面的機能支払交付金事業	多面的機能支払制度の共同活動（農地の清掃、植栽活動）において、組織に対して女性の参画を呼びかける。	農業振興課
環境保全に関わる取組み	男女双方の視点が活かされた活動となるよう内容を検討し、参加者の性別が一方に偏らないよう配慮した参加啓発を行う。	環境推進課

## 基本目標Ⅲ 支え合う



高齢者や障がいのある人、増加傾向にあるひとり親家庭の家族は、社会的に弱い立場に置かれやすく、安定した生活が困難な状況にあります。

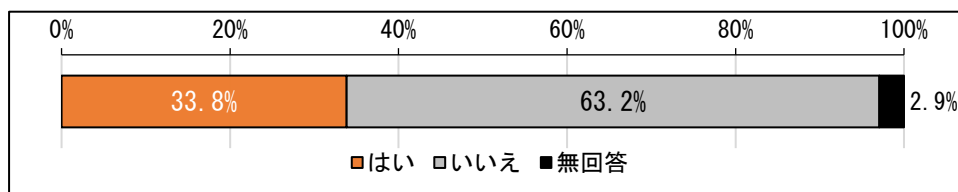
また、性犯罪や性暴力、ストーカー行為、職場等におけるハラスメント等のほか、重大な人権侵害につながる暴力は許されるものではありません。中でも配偶者やパートナーからの暴力（DV）の被害は増加傾向にあり、市民意識調査では、DV被害者のうち約6割が相談しなかったと回答しており、暴力が潜在化しやすい傾向があります。また、近年のインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、匿名による言葉の暴力やネットストーカー、売買春等の暴力は一層多様化しています。

令和2年（2020年）は新型コロナウイルス（COVID-19）感染症の拡大に伴い、外出自粛や休業等を余儀なくされ、生活不安・ストレスによるDVの増加や深刻化が懸念される状況の中、社会的に弱い立場にある人々や生活困窮者等に、より深刻な影響をもたらしています。

また、性的指向・性自認に関すること、障がいがあること、外国人やルーツが外国人であること等を理由とした社会的困難を抱えている人が、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、さらに複合的な困難を抱えることがあります。

多様な困難を抱える人たちに対するきめ細やかな支援を行うとともに、今一度、男女共同参画の視点に立ち、社会全体が多様性を尊重し合い、安心して暮らせるための環境づくりを進めていく必要があります。

【DVをどこかに相談しましたか（単一回答）（再掲）】



回答者数：68人

資料：男女共同参画に関する市民意識調査

## ●重点目標 1 1 安全・安心に暮らせる社会づくり

### 現状

市民が主体的に健康管理の意識を高めることができるように、地域において、サロン活動や各種スポーツ大会等の高齢者の生きがいづくりの場や介護予防教室等を開催することにより、高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう支援を図っています。

また、関係機関と連携し、障がい者の就労に向けた支援やひとり親家庭等への支援を行っています。



《スポーツ推進委員による指導の様子》

### 課題

地域における高齢者の交流活動や、障がい者等の就労支援に関する情報が必要とする人に届いていないため、継続して周知に努める必要があります。

### 施策の方向

#### (1) 高齢者の自立支援

- ・在宅高齢者が要支援・要介護状態にならないための予防を目的とした自立支援を図ります。
- ・生きがいづくりの場や健康増進の活動を通じた高齢者の自立支援を図ります。
- ・高齢者の就業機会の創出や社会参加の促進を図るため、シルバー人材センターに対する支援と助言に努めます。

主な施策	概要	担当課
高齢者の生きがいと健康づくりの推進	高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持った生活が継続できるよう、各種活動への支援を行う。	高齢福祉課
フレイル（※8）予防事業	フレイルに関する理解を高めると共に、予防への取組みを促進する。	高齢福祉課
シルバー人材センターへの支援	高齢者の福祉向上と就業活動の拡大に寄与している同センターに対して支援を行う。	商工労政課
スポーツ推進委員会運営事業	年齢や性別を問わずに、高齢者が参加できるスポーツやレクリエーション活動を推進する。	生涯学習スポーツ課
図書館サービス事業	高齢者向けの講座や安心して読書できる環境づくりを行う。	図書館

※8：心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながり）が低下した状態のこと。

## (2) 障がい者の自立支援

- ・交流活動の促進や生活環境の支援体制の整備・充実に努めます。
- ・就労の機会を創出し、就労支援の充実に努めます。
- ・社会情勢に応じた正しい知識の啓発と情報共有により、支え合う地域社会づくりを目指します。

主な施策	概要	担当課
障がい者就労支援事業 (相談支援事業)	障がい者等の社会的かつ経済的な自立支援の促進のため、就労相談や企業の開拓等、就労に関する支援を行う。	社会福祉課
関係機関との情報共有	関係機関との情報交換会を通じて障がい者雇用に関する情報を共有し、連携事業に協力する。また、職業安定所と連携し、雇用に関する情報周知に努める。	商工労政課

## (3) ひとり親家庭の自立支援

- ・経済的安定を図るため、児童扶養手当の支給や医療費の助成等の事業の継続・充実に努めます。
- ・精神的支援や就労支援、子育て支援等の自立に向けた支援の充実に努めます。

主な施策	概要	担当課
児童扶養手当支給事業	児童扶養手当の支給や医療費の助成、母子父子自立支援員による相談窓口の充実に努める。	子ども福祉課
ひとり親家庭等の子育て安心プラン事業	放課後児童クラブ利用料や高校生通学定期代等を補助し、経済的負担軽減を図る。	子ども福祉課 保育課



## ●重点目標12 あらゆる暴力の根絶

### 現状

配偶者やパートナー等からの暴力は犯罪であるという認識を深めるため、イベントや広報紙等を活用し、啓発を行っています。

また、DV被害者に対し、相談支援や自立に向けた支援を行っています。



「女性に対する暴力をなくす運動」  
《パープル・ライトアップ ～ゆりの里公園～》

### 課題

関係部局との情報共有を密にし、情報漏洩防止の徹底を継続して行う必要があります。また、被害者が安心して相談できる体制づくりの構築が必要です。

特に、暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害になります。前計画において評価が後退しており、意識調査では、DV被害を受けていても「相談するほどのことでもない」や「相談しても無駄だと思った」等の理由で、相談に至っていない割合が高くなっています。そのため、配偶者やパートナー等からの暴力の根絶に重点的に取り組む必要があります。

### 施策の方向

#### (1) 暴力を許さない社会環境の整備

- ・セクシュアルハラスメント・売買春・家庭内暴力等、あらゆる「暴力」の根絶に向けた啓発を推進します。
- ・暴力は犯罪であり、人権を侵害し、男女平等の実現を阻害する重大な問題であるという認識を深めるための啓発を行います。
- ・被害者に対する職務関係者の不適切な対応により、被害者にさらなる被害が生じることがないように配慮することを徹底します。
- ・男女雇用機会均等法に基づく紛争解決援助制度と相談窓口の周知を図ります。

主な施策	概要	担当課
DV防止啓発事業	暴力の根絶を呼びかけるため、「女性に対する暴力をなくす運動」について広報紙等を活用し、啓発を行う。	男女共同参画推進室
紛争解決援助制度と相談窓口の周知	労働局との連携による制度・相談体制の情報について、広報紙及びホームページでの周知を行う。	商工労政課

## (2) 配偶者やパートナー等からの暴力の根絶 ★重点

- ・ 被害者からの相談に対して迅速に対応できるよう、関係機関と連携を保ちながら、各種相談・情報提供等による自立支援を図ります。
- ・ 配偶者やパートナー等からの暴力被害の再発を防ぐため、当事者双方の状況を十分に認識し、支援・更生に向けた取組みを推進します。
- ・ 社会情勢の変化や災害時等、必要に応じて相談体制を強化します。

主な施策	概要	担当課
被害者の保護・支援措置の充実	被害者の安全確保や自立に向けた支援を行うため、関係機関と連携し、被害者に関する情報漏洩防止の徹底に努め、安心して相談できる体制づくりや適切な支援の充実を図る。	総務課 課税課 納税課 市民生活課 保険年金課 社会福祉課 高齢福祉課 健康増進課 子ども福祉課 環境推進課 都市計画課 上下水道課 学校教育課
DV対策庁内連絡会議	DVの防止とDV被害者の保護及び自立支援について、庁内組織が連携して取組んでいくための庁内連絡会議を開催する。	男女共同参画推進室
相談窓口の設置	イベント等の際に、DV被害者に対する相談の実施や情報提供が行える相談窓口を開設する。	男女共同参画推進室

## 数値目標

指標	現状 (2020年)	目標 (2025年)
≪市民意識調査の回答≫ ・ 性と人権について 「DVを受けたとき、どこかに相談しましたか」の『はい』の割合	(2019年:調査時) 33.8%	(次回:調査時) 40%以上

## ●重点目標 1 3 男女が共に思いやる健康づくり

### 現状

学校や病院等と連携し、幅広い世代に対する講座等を通して、生涯を通じた健康づくりの周知を図っています。

また、生活習慣病の早期発見や早期治療のための健診を呼びかけ、男女とも自ら主体的に健康管理をする意識を高めることができるよう努めています。



◀坂井市健康アプリ『歩こっさ+』▶

### 課題

若い世代や働く世代も健康づくりに積極的に参画できるよう、情報の発信や取組みの強化をしていく必要があります。

安心して子どもを産み、育てることができるよう、妊娠から出産、出産後の母子保健等の一貫した支援を行う体制づくりが必要です。

### 施策の方向

#### (1) 生涯にわたる心身の健康づくりの支援

- ・心身共に健康的な生活を送るため、日常生活で活用できる事業の充実やライフステージに応じた各種健康相談・教室を開催します。
- ・ストレスを抱える人の早期発見・治療へとつなげるため、健診と合わせてストレスチェックやこころの相談を実施し、心身の健康と安定を図ります。
- ・職場と家庭における健康管理支援を図ります。

主な施策	概要	担当課
健康アプリ事業	歩数や健康づくりに関する取組みに対してポイントを付与することで、主体的な健康づくりと運動の推進を図る。	健康増進課
生涯を通じた健康・体力づくりへの支援	ライフステージに応じた各種健康相談・教室を開催する。	健康増進課
各種健康診査	基本的な健診や特定の健診に加え、健診時等にストレスチェックを行い、心身の健康の保持を図る。	健康増進課
スポーツ推進委員会運営事業	男女が生涯にわたりスポーツを通して、親しみながら健康・体力づくりができるようスポーツ教室等の充実を図る。	生涯学習スポーツ課

## (2) 妊娠・出産等に関する母子の健康支援

- ・子育て世代包括支援センターにおける妊娠・出産・子育て期にわたる相談体制の充実を図ります。
- ・妊産婦・乳幼児の健康保持及び健康増進のための支援を図ります。

主な施策	概要	担当課
妊産婦への支援	妊娠届出時等の状況確認により、支援が必要な人との電話対応や訪問を実施し、相談体制の充実を図る。また、パパママレッスンや産後ケア事業による妊娠・出産・育児に対する支援とともに、男性の育児参加を啓発する。	健康増進課
乳児への支援	1・4・9か月児の健康診査、及び育児相談や「歯と離乳食の教室」を実施し、乳児の健康保持及び健康増進を図る。	健康増進課
幼児への支援	1歳6か月児・3歳児健康診査や発達相談会等を実施し、幼児の健康保持及び健康増進を図る。	健康増進課
母子手帳アプリの普及	妊娠期から子育て期までの情報の発信や健診データの記録等、子育てに役立つ機能として活用してもらえるよう支援する。	健康増進課 子ども福祉課
子育て世代包括支援センターの機能強化	子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談に応じ、継続的に子育てを支援する。	健康増進課 子ども福祉課

## (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

- ・生涯を通じて、健やかで心豊かな生活を送るため、学校や地域と連携し、性感染症等に対する正確な知識の普及をはじめ、薬物と健康の関係性について正しく理解するための情報提供や薬物乱用防止教育の推進を図ります。
- ・喫煙、飲酒等による健康被害に対する理解や関心を深めるため、各種健診事業等を実施します。

主な施策	概要	担当課
思春期対象の学びの提供	性感染症、子宮頸がん予防及び禁煙等に関する知識を普及するため、中学生を対象とした思春期教室の実施やパンフレット等を活用した正しい情報提供・啓発に努める。	健康増進課
各種健康診査 がん検診	基本健診やがん検診を実施し、生活習慣病の早期発見、早期治療及び生活習慣改善につなげる。	健康増進課

## 第5章 計画の推進

計画の推進にとって何よりも重要なのは、市民とのパートナーシップのもと、全庁体制で本計画に沿った取組みを確実に実施することです。

本推進計画を着実に実施するため、すべての施策を男女共同参画の視点で見直すとともに、庁内の推進体制を整備し、関係機関・企業・民間団体等と連携を図りながら、互いに協力し合う体制を確立します。

### 施策の推進体制

#### (1) 坂井市男女共同参画審議会

知識経験を有する者や男女共同参画関係団体の代表、市民等から構成される坂井市男女共同参画審議会において、各種施策や計画の推進状況等を調査・審議します。

#### (2) 坂井市男女共同参画推進委員会

公募により選任した市民や、まちづくり協議会の構成区単位で選任された市民で構成される坂井市男女共同参画推進委員会において、男女共同参画に関する事業の企画・運営や啓発活動を行います。

#### (3) 庁内体制の整備

男女共同参画推進に関する施策について、庁内推進会議で施策の企画・推進や関係課・係と緊密な連携をとり、引き続き庁内一体となって計画の推進を図ります。

また、行政関係者が男女共同参画の理解を一層深め、あらゆる施策に男女共同参画の視点が反映されているかどうかの点検を行います。

#### (4) 活動拠点となる施設の整備・機能の充実

市民や団体等が、年齢や性別を問わず自由に交流し、男女共同参画に関する情報収集や知識の習得、ネットワークづくりへとつながるよう、活動拠点となる施設の整備・機能の充実を図ります。

#### (5) 実施状況の公表

本計画における成果指標の達成状況や施策の成果と課題の実施状況等、男女共同参画の現状を年次報告としてまとめ、公表を行います。

#### (6) 施策に対する意見の反映

市が実施する男女共同参画の推進に関する施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる市の施策について、市民や事業者等からの意見に耳を傾け、公平かつ適切な対応・措置を図ります。

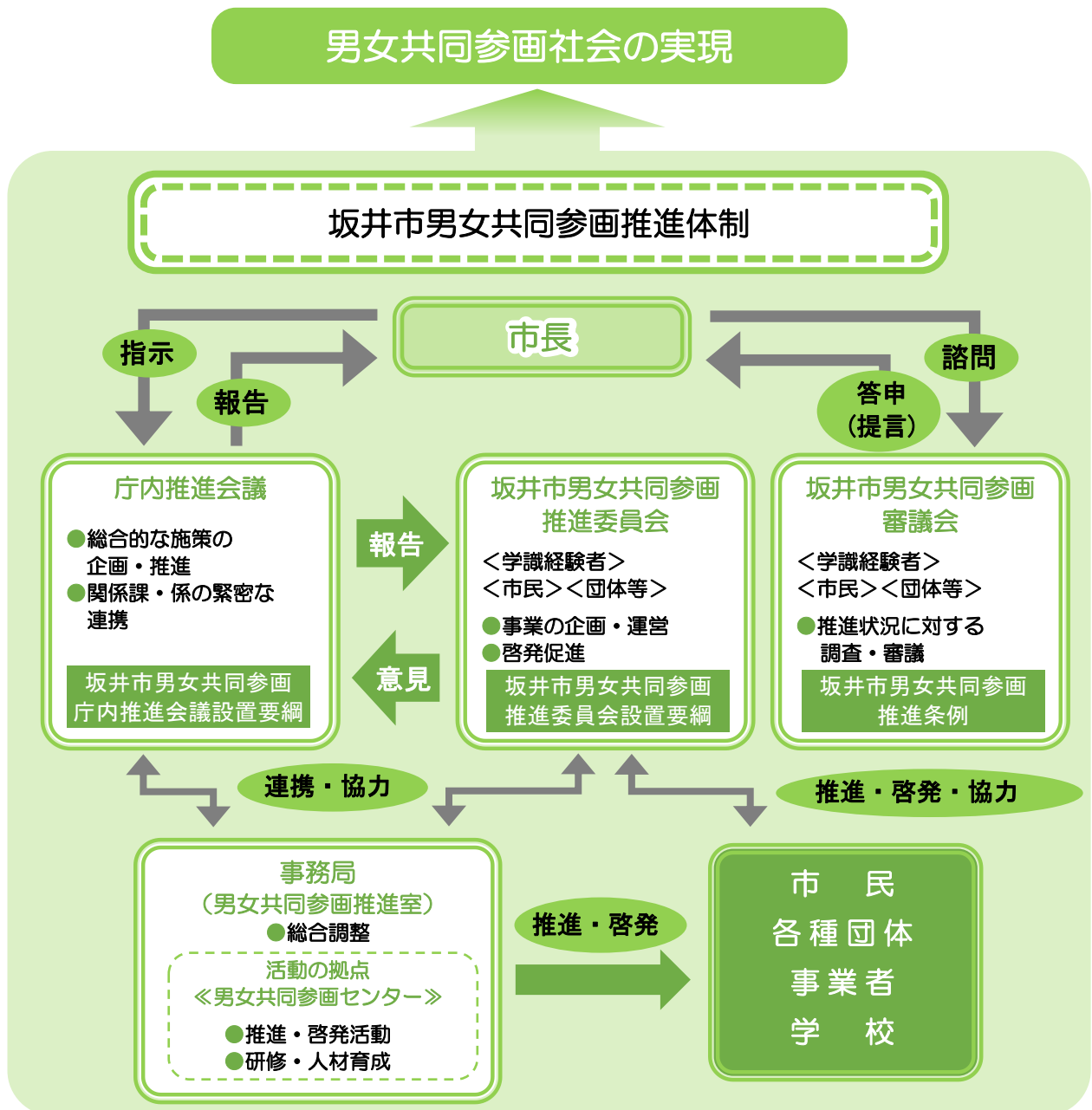
関係機関との連携

(7) 国・県との連携

国の男女共同参画社会基本法（第9条）において、「地方公共団体は、基本理念に則り、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と明記されていることから、国や県の動向を的確に把握し、連携しながら市の施策を進めていきます。

(8) 関係機関・企業・民間団体等との連携強化

計画の推進には、関係機関・企業・民間団体等が自主的に取組み、対等な関係の中で連携を強化し、協力していくことが必要です。そのため、関係機関・企業・民間団体等に対して、男女共同参画に関する情報提供等の支援を行います。







# 資料編

---

# 坂井市男女共同参画推進条例

平成19年3月26日公布  
平成19年坂井市条例第5号

## 前 文

男女が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を發揮することができる男女共同参画社会の実現は、国においては21世紀の最重要課題と位置付けられており、私たち一人ひとりの願いである。

一方、少子高齢化の進展など、大きく変化していく環境の中で、男女が一緒になって思いやりのある心豊かな地域社会をつくっていくことが求められている。

坂井市では、様々な産業が盛んであり、女性の就業率が高く、重要な労働の担い手となっている一方で、家事、子育て、家族の介護などは女性の役割だと考える性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会の慣習やしきたりなどが未だみられる。

坂井市において、家庭、地域、職場、学校など社会のあらゆる分野で、一人ひとりが男女共同参画に対する理解と努力を重ね、人として互いに大切にし合い、生きることの充実感、豊かさを実感できるようなまちを目指し、男女共同参画を推進するため、この条例を定める。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画のまちの実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な一員として、自分の意志によってあらゆる分野における活動に参画する機会を得ることができることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を負うことをいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手に対し不快感を与え、又はその個人の生活環境を害することをいう。
- (3) 市民 市内に居住、市内に勤務又は市内で活動する者及び市内にある学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1項に規定する学校をいう。）に在学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

### (基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念により行う。

- (1) 男女が性別に関わりなく一人の人間として大切にし合うこと及び個人として能力を發揮する機会を得られること等、人権が等しく尊重されること。
- (2) 男女が社会で活動を行う上で、性別による役割分担や慣習等にとらわれることなく、自由な選択を妨げられないよう配慮されること。
- (3) 男女があらゆる場において、対等な立場で参画することができる機会を積極的に提供さ

れること。

- (4) 男女が家庭において互いの協力及び社会の支援を受け、子育て及び家族の介護などを行い、かつ、職場及び地域における活動をすることができるようにすること。
- (5) 男女がそれぞれの身体的な特徴についての理解を深め、妊娠、出産その他、性に関することについて、互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向を考慮して行われること。

(市の責務)

- 第4条 市は、男女共同参画の推進を重要な施策として位置付け、前条に定める基本理念に従い、男女共同参画を推進する施策を策定し、これを実施しなければならない。
- 2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者、国、県及び他の地方公共団体と連携し、相互に協力して取り組まなければならない。
  - 3 市は、施策を実施するときは、必要な範囲で男女が対等な立場で参画できるよう必要な機会を積極的に提供しなければならない。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念を十分理解し、家庭、職場及び地域のほか社会のあらゆる場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画を推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念を十分理解し、その事業活動において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動において、男女が対等な立場で参画する機会を確保するとともに、職場又は団体における活動と家庭等における活動が両立できる環境の整備に努めなければならない。
  - 3 事業者は、市が実施する男女共同参画を推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

- 第7条 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 2 何人も、男女間における暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行ってはならない。
  - 3 何人も、性別による不当な差別的扱いを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する制限)

- 第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力的行為その他性別による差別的取扱いを助長し、又は連想させるような表現を行わないよう努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画を進めるために必要な施策

(基本計画)

- 第9条 市長は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下

「基本計画」という。)を策定する。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定める。

(1) 男女共同参画社会の実現に向けて総合的かつ長期的に講ずべき施策の基本的事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ第15条に規定する坂井市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表する。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市民等への支援等)

第10条 市長は、男女共同参画を推進するために、市民及び事業者に対し支援又は措置を講ずる。

(広報活動)

第11条 市は、基本理念に対する市民及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動等を積極的に行う。

(推進期間)

第12条 市は、男女共同参画について、関心と理解を深めるための取組みを積極的に行う期間を設ける。

(推進体制の整備等)

第13条 市は、男女共同参画を推進するための体制の整備及び措置を講ずる。

(相談等)

第14条 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策等に関し、市長に相談することができる。

2 前項の規定による相談のほか、市民等は、性別による差別又は男女共同参画を阻害する人権侵害について、その旨を市長に申し出ることができる。

3 市長は、前2項の規定により相談又は申出(以下「相談等」という。)を受けたときは、当該相談等に適切かつ迅速に対応する。

4 市長は、相談等に対応するときに必要があると認めるときは、調査を行うことができる。この場合において、関係者は、当該調査に協力しなければならない。

5 市長は、前項の調査による結果により必要があると認めるときは、関係者に対し、適切な指導助言を行うとともに、国、県、他の関係機関と協力を図り、必要な措置を講ずる。

### 第3章 坂井市男女共同参画審議会

(設置)

第15条 市長は、基本計画その他男女共同参画の推進に関する事項を調査審議するため、坂井市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第16条 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項について調査及び審議し、市長に答申する。

(組織)

第17条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、市民、事業者の代表者、学識経験者及びその他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 雑則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。



## 坂井市男女共同参画審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

	区分	氏名	所属	備考
1	学識経験者	塚 本 利 幸	福井県立大学 看護福祉学部 社会福祉学科	会長
2	学識経験者	坪 田 達 雄		副会長
3	学識経験者	北 村 友美子		
4	学識経験者	山 野 禮 子		
5	関係団体	八十嶋 智恵子	さかい男女共同参画ネットワーク	
6	関係団体	日 芳 照 代	福井人権擁護委員協議会 坂井市部会	
7	関係団体	喜 多 絵 美	坂井市PTA連合会	
8	事業所関係	佐 藤 博 美	JA 福井県女性部 坂井支部春江地区	
9	事業所関係	藤 川 幸 彦	株式会社 P L A N T	
10	事業所関係	吉 川 誠 一	坂井市商工会	

## 策定経過

年度	月 日	内容
令和元年度	4月19日～ 5月17日	①「男女共同参画に関する市民意識調査」 ②「坂井市女性活躍加速化アンケート調査」
	10月9日	第2回審議会 《委員委嘱》 ・計画策定の趣旨説明 ・市民意識調査、事業所アンケート調査結果報告
令和2年度	6月25日	第1回審議会 ・計画素案の検討 (基本理念、基本目標、施策の体系)
	11月6日	第2回審議会 ・計画素案の検討(計画の内容、計画の推進) ・今後のスケジュールについて
	12月23日	第3回審議会 ・計画素案の検討(全体) ・パブリックコメントの実施について
	1月21日～ 2月4日	パブリックコメントの実施 意見提出者数1人、意見提出件数3件
	2月18日	第4回審議会 (1)パブリックコメントの結果について (2)計画素案の最終調整について
	3月22日	市長へ答申 第2次坂井市男女共同参画推進計画(案)を市長へ提出



《審議会の様子》



《計画(案)を市長へ答申》



## 第2次坂井市男女共同参画推進計画

### 《ライフ・パートナー》

発行 令和3年3月  
編集 坂井市総合政策部まちづくり推進課  
女性活躍推進室  
〒919-0592  
福井県坂井市坂井町下新庄1-1  
TEL：0776-50-3018（直通）  
FAX：0776-66-4837  
URL：<http://www.city.fukui-sakai.lg.jp>